

第 2 回

宇都宮地域合併協議会 会 議 資 料

日時：平成16年3月1日（月） 午後2時より

場所：ホテル東日本宇都宮 3階 大和

第2回宇都宮地域合併協議会 会議次第

日 時 平成16年3月1日(月)
午後2時 ~
場 所 ホテル東日本宇都宮
3階大和

1 開 会

2 会長あいさつ

3 会議録署名委員の選任

4 報告事項

- ・ 報告第4号 各種事務事業の取扱いについて

5 審議事項

- (1) 議案第11号 一般職の職員の身分の取扱いについて
- (2) 議案第12号 条例,規則等の取扱いについて
- (3) 議案第13号 慣行の取扱いについて
- (4) 議案第14号 介護保険事業の取扱いについて
- (5) 議案第15号 消防団の取扱いについて

6 協議事項

- (1) 協議第1号 市町建設計画について
- (2) 協議第2号 地域自治制度について

7 その他

8 閉 会

報告第 4 号

各種事務事業の取扱いについて

各種事務事業の取扱いのうち，次の専門部会が所管する事務事業について，別紙のとおり調整したので報告する。

平成 16 年 3 月 1 日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 福 田 富 一

- 1 総務専門部会所管事務事業（その 1）
- 2 保健福祉専門部会所管事務事業（その 1）

各種事務事業の取扱いについて

市町村の合併に際しては，それぞれの市町村が行っている各種の事務事業の取扱いについて協議・調整を行うこととなるが，こうした各種事務事業については，専門的な協議・調整を行うために設置した専門部会において調整を行い，調整が整った事項については，協議会において報告事項として取扱う。

各種事務事業の調整が整ったもののうち，住民生活に密着し，著しい影響を与える事項については，自治体の存立に関する基本的な事項や合併特例法による協議事項とともに合併協定項目として審議する。

各種事務事業調整案総括表

1 調整の状況

専門部会名	総事業数	既提出事業数	提出事業数	未提出事業数
総務専門部会	616	0	8	608
住民専門部会	207	0	0	207
保健福祉専門部会	534	0	18	516
産業専門部会	222	0	0	222
建設専門部会	142	0	0	142
水道・下水道専門部会	139	0	0	139
教育専門部会	202	0	0	202
議会制度専門部会	37	0	0	37
合計	2,099	0	26	2,073

2 調整案の状況（提出事業の内訳）

専門部会名	現行のまま存続	合併時に調整	速やかに調整	段階的に調整	廃止の方向で調整
総務専門部会	0	8	0	0	0
住民専門部会	0	0	0	0	0
保健福祉専門部会	0	16	1	1	0
産業専門部会	0	0	0	0	0
建設専門部会	0	0	0	0	0
水道・下水道専門部会	0	0	0	0	0
教育専門部会	0	0	0	0	0
議会制度専門部会	0	0	0	0	0
合計	0	24	1	1	0

1 総務専門部会所管事務事業（その1）

（2）原則として宇都宮市の制度を基準に調整するもの

中分類	消防総務	小分類	消防団
事業名称	消防団の組織に関する事務		
事業目的・内容	消防組織法に基づき、効果的な消防体制を実施するため、消防団の設置及び組織を定め、消防団活動の適正、効率化を図る。		
合併に向けた課題	組織（階級、配置団員等）に差異があるため調整が必要である。		
調整の考え方	各市町の消防団は統合し一団、各町を一分団とする。 また、団員定数については、各市町の実状に合わせて適正数を確保する。		

中分類	消防総務	小分類	消防団
事業名称	消防団の人事・サービスに関する事務		
事業目的・内容	消防組織法に基づき、消防団の組織を維持し、効率的な消防団活動を遂行するために人事、サービスをもって消防団員を統制する。		
合併に向けた課題	人事、サービス等に関する法規に差異があり統一を図る必要がある。		
調整の考え方	消防団員は、宇都宮市消防団員として引き継ぐものとし、人事、サービスに関する制度は、宇都宮市の制度をベースに統一、調整する。		

中分類	消防総務	小分類	消防団
事業名称	消防団の服制及び服装		
事業目的・内容	消防組織法に基づき、組織の統制、規律の保持及び活動時の安全性を考慮して被服を貸与し、士気の高揚を図る。		
合併に向けた課題	各市町の制服、服制等に差異があるため統一する必要がある。		
調整の考え方	一団制で服制の統一を図るため、宇都宮市の制度に統一する。		

中分類	消防総務	小分類	消防団
事業名称	消防団福利厚生事務		
事業目的・内容	福利厚生の充実強化により、消防団員が積極的に快く活動できるようにする。		
合併に向けた課題	各市町の分団運営、福利厚生事業に差異があるため調整を図る必要がある。		
調整の考え方	各町間の事務に差異があるため、宇都宮市の制度を基本に統一する。		

中分類	消防総務	小分類	消防団
事業名称	消防団員の報酬等		
事業目的・内容	消防団員の労苦に少しでも報い、消防団員の安定確保と活性化を図るためのもの。		
合併に向けた課題	報酬、手当等について各市町に差異があり調整を図る必要がある。		
調整の考え方	消防団員の報酬・費用弁償等については、宇都宮市の制度に統一する。		

中分類	消防総務	小分類	消防団
事業名称	消防団員の各種教養・研修事務		
事業目的・内容	消防団員の本質と責務を正しく認識し，人格の向上並びに学術及び技術の修得を図り，能率的に職務を遂行し得るよう教養を身につけ安全に消防団活動を行なうもの。		
合併に向けた課題	各市町の教養，研修事務等に差異があるため調整が必要である。		
調整の考え方	各町の実態を踏まえ，宇都宮市の制度を基準に統一する。		

中分類	消防総務	小分類	消防団
事業名称	消防団員の表彰事務		
事業目的・内容	消防団員の士気の高揚とその活動を奨励し，住民を災害から守るという献身的な活動に対し，また，在職中の労苦に報いるための制度。		
合併に向けた課題	各市町の表彰事務が異なるため調整を図る必要がある。		
調整の考え方	各町の表彰事務を概ね含んでいる宇都宮市の制度を基準に統一する。		

中分類	消防総務	小分類	消防団
事業名称	消防団互助会事務		
事業目的・内容	消防団員をもって組織され，会員の親睦を旨とし，相互の共済，福利厚生及び研修を目的とし，これら各種事業を通じて，士気の高揚，福祉の向上，団の活性化を図る。（任意団体）		
合併に向けた課題	任意（親睦）団体の組織化に差異があるため，調整が必要である。		
調整の考え方	各町の実態を踏まえ，公平に制度化されている宇都宮市の基準に統一する。		

2 保健福祉専門部会所管事務事業（その1）

（2）原則として宇都宮市の制度を基準に調整するもの

中分類	介護保険	小分類	介護保険事業計画
事業名称	実態調査		
事業目的・内容	<p>介護保険事業運営に係る受給の見込みや提供量等（需要と供給）を把握するための各種調査を実施する。</p> <p>（1）介護保険アンケート調査（全市町で実施） 対象：要介護・要支援者等 調査内容：サービス利用の現状と希望，負担感，満足感など</p> <p>（2）介護保険サービス提供事業者実態調査（宇都宮市及び上河内町のみ実施） 対象：各市町を事業区域とする居宅介護サービス提供事業者 調査内容：提供可能量（定員），提供量，利用人数，今後の事業の見通しなど</p>		
合併に向けた課題	次期介護保険事業計画の策定のため，平成16年度に統一的な調査を行う必要がある。		
調整の考え方	調査の内容に相違はあるものの全市町で実施している。宇都宮市の制度を基準に他町においても実施することができるように調整する。		

中分類	介護保険	小分類	介護保険制度
事業名称	広報・啓発		
事業目的・内容	介護保険制度の積極的かつ効果的な啓発のため，広報紙への掲載やパンフレット等の作成・配付，イベントへの参加を行う。		
合併に向けた課題	介護保険パンフレット等の作成，配布方法について調整が必要である。		
調整の考え方	介護保険制度の普及，啓発を目的としているものであり，各市町間で協議しながら宇都宮市のものを基準に検討する。		

中分類	介護保険	小分類	認定審査
事業名称	申請受付		
事業目的・内容	介護を必要とする被保険者や家族等からの申請のほか，事務処理等を円滑に行うため，居宅介護支援事業者及び入所施設による代行申請も実施している。（施設の代行申請は，宇都宮市と河内町で実施）		
合併に向けた課題	各市町において，要介護認定等申請書様式，介護保険事務処理システム，更新申請に係る代行申請受付方法が異なっているため，調整を図る必要がある。		
調整の考え方	申請様式を統一し，今後とも増加する認定申請者に対応するため，更新申請においては，宇都宮市方式である居宅介護支援事業者の代行申請，施設入所者の代行申請を実施することで調整する。		

中分類	介護保険	小分類	認定審査
事業名称	認定調査		
事業目的・内容	迅速で公正・公平な要介護認定を行うため、適正な要介護認定調査を行う。調査は、市町調査員または委託事業者調査員により実施する。		
合併に向けた課題	要介護認定調査の調査体制（委託方法を含む）、調査票入力方法等が異なっているため、合併前に、調査員雇用体制、委託先、委託方法、事務処理システムへの対応等について調整が必要である。		
調整の考え方	より迅速で適正な公平な認定調査を実施するため、合併後行政面積が拡大すること及び今後の申請数の増加が予想されることから、直営調査員の調査体制の見直し、より効率的な体制作りを検討しながら、各市町間で調整する。		

中分類	介護保険	小分類	認定審査
事業名称	意見書作成		
事業目的・内容	より迅速かつ適切な要介護認定を行うため、主治医意見書の依頼、回収及び内容点検を行い、事務処理システムをより効率的に活用し、事務処理を簡潔に行う。 また、意見書作成料支払いに係る請求書内容点検及び支払いを行う。		
合併に向けた課題	意見書作成依頼時における提出期限について、各市町の経緯及び関係団体との協議等を踏まえ調整を図る。 県外医療機関で作成された主治医意見書作成料支払において一部支払方法が異なること及び意見書作成料チェックを行う場合、宇都宮市方式で行う場合、作成料未請求分意見書のデータ作成が必要となる。		
調整の考え方	意見書提出期限は、意見書依頼件数が多い宇都宮市方式で基本的な調整を図る。また、意見書作成料チェックについて、宇都宮市への請求数が多いこと及びチェック体制を電算上で行うことが最も効率的であることから宇都宮市の方法で調整する。		

中分類	介護保険	小分類	認定審査
事業名称	認定審査会運営		
事業目的・内容	要介護認定等申請を行った被保険者に対し、より公平・公正な要介護度等審査判定を行い、被保険者に通知することを目的とする。 各委員所属団体との連絡調整を行い、介護認定審査会委員推薦者の決定、任命（委嘱状等の交付）、介護認定審査会合議体の開催、平準化・適正化を図るための介護認定審査会運営会議及び研修会の開催を行う。		

合併に向けた課題	各自治体における審査会開催時間及び審査会前の事前判定方法が異なることから、合併時には調整を完了する必要があるため、開催時間等の決定後、審査会構成メンバーの調整を行うため各推薦団体との事前協議を行う必要がある。また、宇都宮市における「認定期間延長に関する要領」及び「痴呆に関する指標」に関する運用方法の協議が必要となる。
調整の考え方	宇都宮市介護認定審査会は、複数合議体を金曜日を除く毎日、夜間開催していることから、各町との開催方法の調整を行い、各推薦団体等との事前調整を踏まえた上で当該審査会運用方法の決定を行う。また、介護認定審査会定員及び各合議体定員について規定されている介護保険条例等の改正を行う。なお、現任委員の任期が平成17年3月となっているため、早い時期に調整する。

中分類	介護保険	小分類	認定審査
事業名称	介護支援専門員への情報提供		
事業目的・内容	<p>最適な居宅・施設サービス計画の作成に資するため認定情報の提供を行う。</p> <p>個人情報の保護を最大限に配慮しながら、申出があった事業者に対して、要介護認定関係情報（要介護・要支援認定に係る調査結果 一次判定結果 主治の医師の意見）を提供する。</p>		
合併に向けた課題	<p>各市町が要領等を設け、これに基づき事業を実施しているが、事務手続・費用徴収等が異なるため、調整を図る必要がある。</p> <p>事務処理システム統一化以前の情報提供の申出について、提供方法等を検討する必要がある。</p>		
調整の考え方	宇都宮市情報公開条例等に基づき、宇都宮市要介護認定関係情報提供要領（以下「要領」という。）をベースに各町の要介護認定関係情報提供要領を整合し、必要に応じて要領を改正する。また、これらの事務移行を可能とするために、合併以前に事務処理システムの改修を行う。		

中分類	介護保険	小分類	資格管理
事業名称	被保険者資格管理		
事業目的・内容	介護保険制度の円滑な運用のため、住民基本台帳と連携を図り、介護保険事務処理システムで管理している。		
合併に向けた課題	電算システムへの対応について調整を図ることが必要となる。		
調整の考え方	宇都宮市の保険者番号及び被保険者番号に統一し、宇都宮市の介護保険事務処理システムで一括管理する。		

中分類	介護保険	小分類	保険給付
事業名称	サービス給付		
事業目的・内容	居宅・施設サービス費の支給（法定業務につき支払い業務は国保連に委託）及び償還払いサービス費等の支給（住宅改修費・福祉用具購入費等）を行う。		
合併に向けた課題	住宅改修費支給と福祉用具購入費支給において、宇都宮市は独自で受領委任払い方式も実施しているので、各町と実施の有無を含め方法等を協議し統一する必要がある。		
調整の考え方	利用者利便性を考慮し、宇都宮市で実施している受領委任払い方式を実施する。		

中分類	介護保険	小分類	保険給付
事業名称	市町村特別給付・保健福祉事業		
事業目的・内容	介護保険施設の介護報酬には紙おむつの費用が含まれており、在宅との整合性を図るため、在宅の要介護者に係る紙おむつの購入費について、5,500円を限度としてその9割を給付する。（宇都宮市のみ実施）		
合併に向けた課題	各町では特別給付は実施していないが、上三川町、上河内町、河内町で紙おむつ給付を一般施策で実施していることから、調整を図る必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市の制度に統一し、実施する。		

中分類	介護保険	小分類	保険給付
事業名称	利用者負担軽減に係る事業		
事業目的・内容	介護サービス利用者からの申請により、利用料の負担軽減を行う。 高額介護（居宅支援）サービス費の支給 標準負担額の減額 社会福祉法人等利用者負担減額		
合併に向けた課題	介護保険事務処理システムの統一が必要であり、また、高額サービス費の処理を国保連に委託している町がほとんどのため、手法の調整が必要となる。		
調整の考え方	事務処理システムは、宇都宮市のシステムに統一する。高額介護サービス費支払いは国保連に委託することも含めて検討する。		

中分類	介護保険	小分類	保険給付
事業名称	サービス利用支援に係る事業		
事業目的・内容	訪問通所サービスと短期入所サービスの区分支給額の一本化（平成14年1月）により、利用上の不具合が一部の利用者に生じたことから、不具合解消のため従来までのサービスを受けられるようにしている。（宇都宮市のみ実施）		

合併に向けた課題	上三川町では、宇都宮市の類似事業として一般会計によりホームヘルプ事業・デイサービス事業・ショートステイ事業・介護用品支給事業を行っており、調整を図る必要がある。
調整の考え方	介護保険制度見直し内容を踏まえ、各町の類似事業を調整し、宇都宮市の事業存続の是非を検討する。

中分類	介護保険	小分類	保険給付
事業名称	適正給付に係る事業		
事業目的・内容	公平・公正・適正なサービス利用を促進するため、利用者評価や相談受付、事業者指導、事業者自己評価、介護相談員派遣事業、介護支援専門員研修など介護サービスの適正給付に係る事業を実施する。		
合併に向けた課題	相談受付以外は、各町で実施しているものはあまりない。適正給付を図る上からも、各事業の実施が必要。		
調整の考え方	介護サービスの適正化に寄与するすべての事業について、実施する。		

中分類	介護保険	小分類	第1号被保険者保険料
事業名称	収納		
事業目的・内容	<p>保険料の未納者には、電話催告及び臨戸徴収訪問などを定期的を実施し滞納整理を推進している。</p> <p>また、65歳到達時等の被保険者証送付の際に、口座振替加入の勧奨通知を同封するなど口座振替納付を推進し未納防止を図っているが、滞納者が年々増えている状況である。</p> <p>各市町で地域性や住民の納付意識に差異があり、実施している滞納者対策も異なる。</p>		
合併に向けた課題	収納状況及び滞納者管理の方法等が異なるため、新市に適合した滞納者対策を構築していく必要がある。		
調整の考え方	地域に応じた滞納整理、滞納者管理システムを構築し、収納率の向上を図る。		

中分類	介護保険	小分類	第1号被保険者保険料
事業名称	過誤納処理		
事業目的・内容	<p>重複納付や資格異動等による賦課額変更により過納又は誤納金が生じた場合、速やかに当該第1号被保険者へ還付するよう努めている。</p> <p>各市町において、過誤納処理の時期や方法など異なる。</p>		
合併に向けた課題	過誤納件数及び処理方法が異なるため、電算システムの調整と過誤納金還付処理方法を見直す必要がある。		
調整の考え方	電算システムは宇都宮市のシステムを基本に統合されるので適正化、迅速化の図られる処理方法について検討し、効率の良い事務処理方法を確立する。		

中分類	介護保険	小分類	第1号被保険者保険料
事業名称	減免・徴収猶予		
事業目的・内容	<p>災害，事業の休廃止などによる収入の著しい減少等の理由により保険料の納付が困難と認められる場合や，第2段階のうち生活保護と同程度生活が困窮していると認められる場合は，第1号被保険者などからの申請に基づき，状況に応じて保険料の減免や徴収猶予を行っている。</p> <p>各市町において，減免の理由及び実施方法が異なる。</p>		
合併に向けた課題	<p>減免理由や実施方法が異なることから，各市町の減免規定を包含した新たな規定に見直す必要がある。</p>		
調整の考え方	<p>各市町の減免実施状況から地域特性等の実態を把握し，減免規定の見直しについて検討し，各市町の条例及び規則，要綱，要領等で定めた減免規定の統一する。</p>		

(3) 原則として宇都宮市の制度を基準に、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整するもの

中分類	介護保険	小分類	介護保険事業計画
事業名称	介護保険事業計画の策定・進行管理		
事業目的・内容	<p>介護サービス種類ごとの量の見込み及び必要な量の確保、並びに介護保険事業の円滑な実施のための方策などについて、介護保険事業計画を策定する。</p> <p>各市町とも、介護保険事業計画と高齢者保健福祉計画を併せて策定しており、計画策定委員会を設置している。</p> <p>上三川町、上河内町、河内町では、実態調査や計画書作成等について業務委託を行っている。</p>		
合併に向けた課題	<p>現行計画期間のうち合併後の期間（平成 17～19 年度）について、サービス量の見込み等をどう算定するか。特に 17 年度保険料については、特別給付や独自減免の有無等を考慮して設定する必要がある。</p> <p>次期計画（平成 18～22 年度）の策定について、国の制度見直しの進行状況等を鑑みながら、16 年度に策定のための組織を立ち上げるとともに、協働して実態調査を行う必要がある。</p> <p>次期計画策定委員会について、委員の出身団体が宇都宮地域に偏らないようにする必要がある。</p>		
調整の考え方	<p>合併時に事業計画を改めて作成し、統一的な保険料額を算定すべきであるが、サービス提供体制などに不均衡な現状にあることから、平成 17 年度までは現行保険料とし、平成 18 年度からの次期計画において、統一とすることで調整する。なお、平成 16 年度後半から、次期計画策定に入るが合併を見据えた計画として作成する。</p>		

(4) 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、段階的に調整するもの

中分類	介護保険	小分類	第1号被保険者保険料
事業名称	賦課		
事業目的・内容	<p>介護保険の健全な財政維持及び第1号被保険者間の公平公正性を図るため、関係法令等を遵守し適正な賦課に努めている。</p> <p>なお、市町により第1号被保険者の被保険者数及び保険料率、保険料段階構成比、普通徴収の納期が異なる。</p>		
合併に向けた課題	<p>保険料率は、介護サービス費用に応じて各自治体の介護保険業計画に基づき条例で規定されているため、市町間においてサービス費用のすり合わせを行い、保険料率の見直しの是非について検討する必要がある。</p> <p>また、普通徴収の納期や電算処理システムも異なることから、事務処理体制についても調整する必要がある。</p>		
調整の考え方	<p>各市町間で異なる介護保険料は17年度中は不均一の保険料とし18年度から均一の保険料とする。(電算システムは宇都宮市に統合)</p>		

議案第 1 1 号

一般職の職員の身分の取扱いについて

一般職の職員の身分の取扱いは、次のとおりとする。

平成 1 6 年 3 月 1 日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 福 田 富 一

- 1 一般職の職員（教育長を除く）は、すべて宇都宮市の職員として引き継ぐものとし、職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、適正化に努めるものとする。
- 2 職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、宇都宮市の職員と不均衡が生じないよう公正に取扱うものとし、その細目は、1市3町の長が別に協議して定める。

議案第 1 2 号

条例，規則等の取扱いについて

新市の条例，規則等の取扱いは，次のとおりとする。

平成 1 6 年 3 月 1 日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 福 田 富 一

宇都宮市の条例，規則等を適用する。ただし，事務事業の取扱い等についての調整結果を踏まえ，条例，規則等の新規制定，一部改正等が必要なものについては，所要の措置を行うものとする。

議案第 13 号

慣行の取扱いについて

新市における慣行の取扱いは、次のとおりとする。

平成 16 年 3 月 1 日提出

宇都宮地域合併協議会
会 長 福 田 富 一

宇都宮市の制度に統一する。

なお、各町の慣行については、各地域において引き続き継承していく。

議案第 1 4 号

介護保険事業の取扱いについて

介護保険事業の取扱いについては、次のとおりとする。

平成 1 6 年 3 月 1 日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 福 田 富 一

- 1 第 1 号被保険者の保険料については、合併年度及び平成 1 7 年度は不均一賦課とし、平成 1 8 年度からは第 3 期介護保険事業計画により算定した保険料で統一する。
- 2 市町村特別給付（紙おむつの支給）については、平成 1 7 年度から宇都宮市の制度に統一する。
- 3 その他の諸事務については、基本的に宇都宮市の制度に統一する。

議案第15号

消防団の取扱いについて

消防団の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年3月1日提出

宇都宮地域合併協議会

会長 福田 富一

- 1 消防団については、宇都宮市消防団に統合し、各町消防団は分団とする。
- 2 消防団員については、宇都宮市消防団に引き継ぐものとする。
- 3 消防団員の報酬・費用弁償については、宇都宮市の制度に統一する。

協議第 1 号

市町建設計画について

市町建設計画の次の事項について，別紙のとおり協議を求める。

平成 1 6 年 3 月 1 日提出

宇都宮地域合併協議会
会 長 福 田 富 一

- 1 地域別計画
- 2 県事業の推進
- 3 公共施設の適正配置
- 4 財政計画（策定方針）

市町建設計画

(中間報告)

宇都宮地域合併協議会

目 次

計画の策定にあたって			
1 計画の趣旨	2 1		
2 新市建設の背景と目的	2 1		
(1) 日常生活圏と一体的な行政経営	(2) 地方分権の進展と住民自治の拡充		
(3) 少子・高齢化の進行と人口減少への対応	(4) 地域の経済・産業の振興		
3 新市建設の基本姿勢	2 3		
(1) 地域特性を踏まえた新たなまちづくりの推進			
(2) 地域に根ざした自治の拡充			
(3) 新たな時代を見据えた行財政改革の推進			
(4) 自治体能力の向上と地方分権の一層の推進			
新市の概況			
1 新市の現況	2 5		
(1) 位置と地勢	(2) 歴史的特性	(3) 人口・世帯数	
(4) 面積	(5) 経済	(6) その他の指標	
2 新市の社会経済の見通し	3 0		
(1) 人口の見通し	(2) 経済の見通し		
3 まちづくりの資源と主要課題	3 4		
(1) 新市の地域特性及び資源	(2) まちづくりの主要課題		
まちづくりの目標と基本方針			
1 まちづくりの目標	3 7		
2 土地利用の基本方針	3 8		
新市の施策の大綱			
1 個性と特性を生かした地域の創造	4 1		
2 一体的で連携がとれた誰もが住みよい都市の創造	4 2		
3 人、もの、情報が活発に交流する活力の創造	4 4		
地域別計画			
1 計画の目標及び地域区分	4 6		
2 地域ごとの計画	4 6		
(1) 宇都宮地域	(2) 上三川地域	(3) 上河内地域	(4) 河内地域
県事業の推進			
1 栃木県の役割	5 1		
2 栃木県の事業	5 1		
公共施設の適正配置	5 2		
財政計画（策定方針）	5 3		
資料編	5 6		

計画の策定にあたって

1 計画の趣旨

本計画は、「市町村の合併の特例に関する法律」第5条に基づき、宇都宮、上三川、上河内及び河内の4つの地域の合併後の建設を効果的に推進する基本方針として策定し、新市の速やかな一体性の確立や住民の福祉の向上と各地域の特色を生かした新市全体の発展に向けて、その目標及び施策などを明らかにする。

なお、本計画の期間は、合併年度及びこれに続く10ヵ年度の期間について定めるものとする。

平成16年度（2004年度）～平成26年度（2014年度）

2 新市建設の背景と目的

（1）日常生活圏と一体的な行政経営

- ・昭和28年に「町村合併促進法」が施行され、昭和30年代初頭までの昭和の大合併から50年が経過しようとしている今日、道路などの交通網の発達や自動車の普及、インターネット等の情報ネットワークの整備などにより、住民の日常生活圏は現在の市町村の区域を越えて拡大しており、一日の大半を居住地以外の市町村で過ごす人が増えている。
- ・宇都宮、上三川、上河内及び河内の各地域間においても、通勤・通学（15歳以上）による交流人口は2万人に達しているなど、日常生活における行動範囲は大きく変化しており、これに併せて、一体的な行政サービスを必要とする範囲も、基礎的自治体の区域を越えて拡大している。
- ・これらに対して、本地域においては、ごみ処理・水道・消防などの共同事業の実施や、公共施設の広域利用・管外保育の受委託などの広域的な行政サービスの展開により、一定の成果をあげてきたところであるが、行政区域の違いによるサービスの格差の問題など、複数の自治体による運営の限界が生じている。
- ・そのため、合併により、住民の日常生活圏にあわせた区域をひとつの政治機能・行政体で運営することが必要であり、一層効果的・広域的な行政経営を目指していく。

（2）地方分権の進展と住民自治の拡充

- ・従来の中核集権型の行政システムは、わが国の近代化や高度経済成長を推し進めるのに効果的であった。
- ・一定の豊かさを実現した今日においては、地域の特性に適した個性豊かなまちづくりを可能とするため、地方分権が推進されている。
- ・地方分権の進展によって、市町村が国や都道府県に依存せずに、自らの責任と判断で創意工夫をこらしながら行政の施策・サービスの内容を決定し実施していくことが求められている。

- ・また、社会の成熟化に伴う自己実現意欲の高まりなどから住民の自治意識も高まりをみせており、地方分権による自治権拡充の成果を生かし、地域住民自らの参加と協働による住民自治の拡充が求められているなど、住民がその自覚と責任に基づき、積極的に地域の自治を担うことにより、自立した地域社会を形成する必要がある。
- ・そのため、合併により、行政組織の集約化と専門化を図るなど自治能力の向上に努める一方、地域に密着した行政運営を行うため、住民自治の拡充を図り、地域の住民ニーズを直接反映した地域づくりを推進する。

(3) 少子・高齢化と人口減少への対応

- ・全国では、平成18年をピークに人口が減少するとともに、高齢化が進み、平成27年には4人に1人が65歳以上になると予想されている。
- ・本地域においても、このような潮流は例外ではなく、今後、人口減少過程に入るとともに、高齢化が進展することが予想されている。
- ・そのため、長期に渡る景気の低迷等による国・地方の財政の悪化とあわせ、生産年齢人口の減少による税収入等の減少が予想されており、今後も厳しい財政状況が続くものと考えられる。
- ・このような中、高齢化等に伴う扶助費の増加の一方で、生活様式や価値観の多様化、社会状況の変化に伴い行政ニーズも高度化・複雑化しており、福祉サービス等の行政サービス水準の維持・向上が困難な状況を迎えることなど、単独の自治体による運営の限界が予測されている。
- ・こうしたことから、合併により歳入の一定水準を確保し、財政基盤の強化・確立を図る必要があることから、これまで各自治体がそれぞれに自己完結型の基盤整備を目指したことによる重複投資を解消し広域的なまちづくりを進める。

(4) 地域の経済・産業の振興

- ・本地域はこれまで、恵まれた立地条件のもと、農業・商業・工業のバランスのとれた北関東地域における拠点として、着実な発展を続けてきた。
- ・しかし、バブル経済崩壊後の景気低迷が続く近年では、中心部の空洞化や大型店舗の相次ぐ撤退、工業団地等からの企業の撤退も生じてきている。
- ・そのため、広域的・一体的な産業基盤の整備や支援機能の強化などによって、既存事業者の経営基盤の強化や新規事業の創出を促進するとともに、地域の特色を生かした首都圏農業の確立や観光の振興に努め、地域経済・産業の発展を推進していく。
- ・さらに、各地域の恵まれた既存資源の活用と連携を図り、より多様性に富んだ北関東最大の都市として発展を目指していく。

3 新市建設の基本姿勢

新市建設の取組みにおいては、次の4つの基本事項を踏まえて、地域の独自性を十分に尊重しつつ、一体性の確立と地域の特色を生かした新たなまちづくりを進める。

(1) 地域特性を踏まえた新たなまちづくりの推進

個性と魅力を発揮できる地域づくりの推進

- ・新市の速やかな一体性の確立を図りつつ、個性と魅力を生かした地域づくりを推進することにより、新市全体としてより多様性に富んだ魅力あるまちづくりを行う。

住民に身近な行政サービスの展開

- ・地域課題の解決に必要な行政サービスが迅速かつ的確に提供されるよう、都市内分権による地域行政機能の拡充・強化を図るとともに、住民に身近な行政サービスを身近な場所から提供する。

(2) 地域に根ざした自治の拡充

地域住民の参加と協働の推進

- ・市民が愛着と誇りを持てる地域を創り上げるため、情報の積極的な提供や市民参画を促進するとともに、地域コミュニティ組織やNPO等の団体、事業者などの多様な活動主体による協働を基本としたまちづくりを進める。

地域自治制度の構築・導入による住民自治の拡充

- ・市民が地域づくりの担い手としての役割を果たし、地域に身近な課題を地域の意志決定に基づき解決できるよう、コミュニティ活動の支援や活動環境の整備などに努めるとともに地域自治制度を構築・導入し、住民自治の拡充に努める。

(3) 新たな時代を見据えた行財政改革の推進

合理的かつ効率的な公共施設の統合・整備と適正配置

- ・住民生活に急激な変化を及ぼさないよう、また、各地域の特性やバランスに十分配慮し、全市的な視点からの合理的かつ効率的な公共施設の統合・整備と適正配置を行う。

重点的かつ効果的な公共投資の推進

- ・これまで各地域が個別に取り組んできた社会資本整備について、新市全域の視点から都市施設等が果たすべき機能を分析のうえ、それぞれの地域において住民生活を支える施設となるよう、重点的かつ効果的な公共投資を行う。

効率的で健全な財政運営の確保

- ・住民ニーズを踏まえつつ、将来人口や財政見通しなどの指標を勘案しながら、スケールメリットによる行政サービス水準の維持・向上や、社会資本整備の効率化に努め、最少の経費で最大の市民満足が得られるよう効果的な施策を展開し、将来に渡っての適正かつ健全な財政運営を確保する。

(4) 自治体能力の向上と地方分権の推進

- ・基礎自治体である市は、住民サービスの向上の観点から地域の課題を総合的・包括的に解決する必要があることから、職員の専門性が高められるなどの規模拡大のメリットを生かして、政策課題に対応した行政組織の再編や職員の重点配置を行うとともに職員の政策形成能力の強化を図り、多様化・高度化する行政ニーズの対応に向けて自治体能力の向上に努める。
- ・また、自治体規模・能力にふさわしい権限や財源などを担えるよう、政令指定都市制度などの研究・検討を行うなど、自立した自治体を目指して地方分権の一層の推進に努める。

新市の概況

1 新市の現況

(1) 位置と地勢

位置

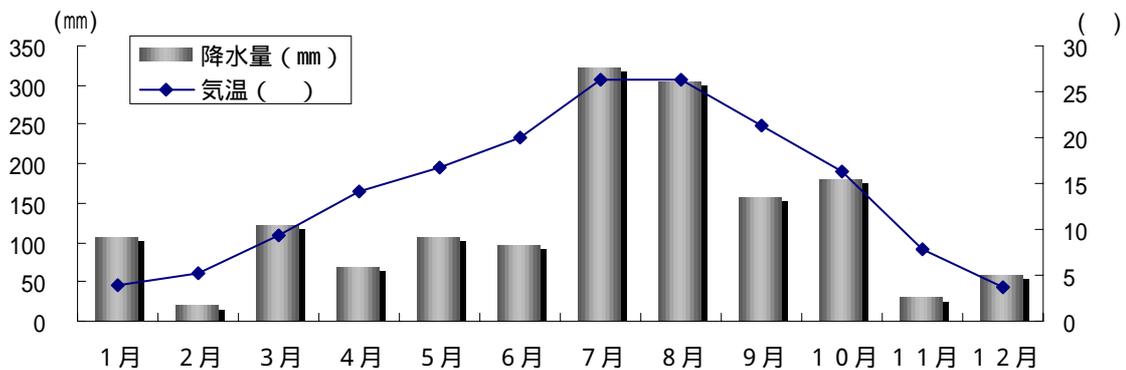
- ・新市は、栃木県のほぼ中央、東京から約100kmの距離に位置し、面積は471.36km²で、県土の約7.4%を占めている。
- ・南北には東北新幹線、東北自動車道が、東西には北関東自動車道などが走り、東京圏から東北・北海道方面に向かう国土の新たな発展軸（北東国土軸）と、太平洋から関東内陸部や、日本海に向かう首都圏大環状連携軸が交差する北関東の中枢拠点となっている。

地勢

- ・広大な沃野を有する関東平野のほぼ北端で、北部には丘陵地帯が連なり、北面に遠く日光連山を望み市域の北部から東部にかけて、鬼怒川が貫流している。
- ・豊かな清流を誇る鬼怒川は、その源を栗山村の奥鬼怒に発し、地域一帯を潤し、各河川を合流しながら利根川に合流し、太平洋に注いでいる。
- ・鬼怒川を始めとした、市域の平野部を流れる五行川、西鬼怒川、江川、田川、山田川、姿川等は、農業地帯の灌漑用水や市街地及び集落の貴重な水辺空間として、重要な役割を果たしている。

気候

- ・年間平均気温は14.3℃である。年間総降水量は1,571mmである。
- ・夏冬の寒暖の差が顕著であり、降水量は夏に多く、冬に少ない。



出典：宇都宮地方気象台「平成14年栃木県気象年報」

(2) 歴史的特性

- ・宇都宮市、上三川町、上河内町及び河内町の1市3町は、栃木県のほぼ中央に位置しており、地理的・歴史的にもつながりが深く、鬼怒川、山田川、田川の各流域を中心に交流を深めてきた。
- ・中世に宇都宮を中心に勢力を伸ばし、鎌倉幕府の有力御家人に成長した宇都宮氏と、その庶流によって、現在の上三川町に上三川城、多功城が、上河内町に中里城が築城された。
- ・これらの地域一帯は、古くから「一の宮」と称され、宇都宮藩知事の統治を経て、明治4年の廃藩置県により宇都宮県を構成してきた。

(3) 人口・世帯数

総人口・世帯数

- ・新市の人口は、約52万5千人であり、県全体の26.1%を占めている。
- ・新市の世帯数は201,214世帯であり、県全体の28.9%を占める。
- ・一世帯当たりの人口を地域別に見ると、最も少ないのは宇都宮地域で2.61人、最も多いのは上河内地域で3.63人と、1.02人の開きがある。

平成15年10月1日現在(単位:人,世帯)

		人 口			世帯数	一世帯当りの人口
		総 数	男	女		
新 市 (合計)		525,150	262,768	262,382	201,214	2.61
内 訳	宇都宮地域	449,664	224,808	224,856	177,578	2.53
	上三川地域	30,770	15,816	14,954	9,621	3.20
	上河内地域	9,437	4,610	4,827	2,599	3.63
	河内地域	35,279	17,534	17,745	11,416	3.09
栃木県全体		2,011,691	998,758	1,012,933	696,315	2.89
新市が県に占める割合		26.1%	26.3%	25.9%	28.9%	

出典：栃木県企画部統計課「栃木県毎月人口調査報告書」

年齢3区分別人口

- ・新市の人口構成比は、年少人口が14.9%、生産年齢人口が69.1%、老年人口が15.9%となっており、県全体と比較すると高齢化は低い状態である。
- ・これを新市の地域別で見ると、宇都宮地域及び上河内地域で年少人口が14%台となっており、少子化が進んでいる。また、老年人口は上三川地域及び河内地域が14%台であるのに対し、上河内地域は20.8%で超高齢社会となっており、新市の各地域における少子高齢化の状況には差がある。

平成15年10月1日現在(単位:人)

		年少人口 0～14歳		生産年齢人口 15～64歳		老年人口 65歳以上		合 計
新 市 (合計)		78,469	14.9%	363,132	69.1%	83,549	15.9%	525,150
内 訳	宇都宮地域	66,274	14.7%	311,359	69.2%	72,031	16.0%	449,664
	上三川地域	5,369	17.4%	20,943	68.1%	4,458	14.5%	30,770
	上河内地域	1,373	14.5%	6,097	64.6%	1,967	20.8%	9,437
	河内地域	5,453	15.5%	24,733	70.1%	5,093	14.4%	35,279
栃木県全体		293,269	14.6%	1,344,597	66.8%	373,825	18.6%	2,011,691
新市が県に占める割合		26.8%		27.0%		22.3%		26.1%

出典：栃木県企画部統計課「栃木県毎月人口調査報告書」
をもとに宇都宮地域合併協議会にて作成

外国人登録人口

- ・新市における外国人登録人口は、約8,100人であり、県全体の26.4%を占める。
- ・国籍別の外国人登録人口は、1位が中国(2,487人)、2位が韓国又は朝鮮(1,369人)、3位ブラジル(1,260人)と続き、これらで全体の約63%を占めている。

(平成14年12月末現在)

(4) 面積

- ・新市の総面積は471.36km²であり、約52%を田・畑・宅地で占める。これらの地目は、県全域の地目別割合と比しても高い。
- ・上河内地域では、山林が総面積の約4分の1を占め、緑豊かな自然が残された地域といえる。

平成14年1月1日現在(単位:km²)

地目別面積	総面積	田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他	
新市(合計)	471.36	121.06	45.39	79.38	0.33	71.30	0.35	5.30	25.04	123.21	
内 訳	宇都宮地域	312.16	62.28	34.75	60.53	0.23	48.92	0.35	4.33	16.43	84.34
	上三川地域	54.52	21.26	6.35	10.14	0.06	2.34	0.00	0.09	1.56	12.72
	上河内地域	56.96	18.19	1.79	2.71	0.01	13.57	0.00	0.60	3.23	16.86
	河内地域	47.72	19.33	2.50	6.00	0.03	6.47	0.00	0.28	3.82	9.29
栃木県全体	6408.28	994.78	405.10	428.41	8.17	1514.96	18.85	71.84	271.25	2694.92	
新市内訳	100.00%	25.68%	9.63%	16.84%	0.07%	15.13%	0.07%	1.12%	5.31%	26.14%	
栃木県内訳	100.00%	15.52%	6.32%	6.69%	0.13%	23.64%	0.29%	1.12%	4.23%	42.05%	
新市が県に占める割合	7.4%	12.2%	11.2%	18.5%	4.0%	4.7%	1.9%	7.4%	9.2%	4.6%	

出典: 栃木県地方自治研究会「栃木県市町村要覧(平成15年度版)」

(5) 経済

産業別事業所数

- ・新市の事業所数の総数は、24,728事業所であり、県全体の24.6%を占める。
- ・県の産業別事業所数に占める新市の割合は、「金融・保険業」が35.0%と最も高く、次いで「サービス業」が27.9%であり、これらは新市に集中している。
- ・新市の産業別事業所数を見ると、「卸売・小売業・飲食店」が11,018事業所と最も多く、44.6%を占めている。

平成13年10月1日現在(単位:所)

	総数	農林 漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・ 熱供給・ 水道業	運輸・ 通信業	卸売・ 小売業・ 飲食店	金融・ 保険業	不動産業	サービス業
新市(合計)	24,728	51	19	2,579	1,632	7	548	11,018	476	951	7,447
栃木県全体	100,562	427	123	12,077	13,082	38	2,425	40,637	1,359	3,733	26,661
新市が県に占める割合	24.6%	11.9%	15.4%	21.4%	12.5%	18.4%	22.6%	27.1%	35.0%	25.5%	27.9%

出典:「平成13年事業所・企業統計調査」

産業別従事者数(民営)

- ・新市の従事者数の総数は252,039人であり、県全体の28.8%を占める。
- ・県の産業別従事者数に占める新市の割合を見ると、「金融・保険業」が46.5%と最も高く、次いで「電気・ガス・熱供給・水道業」が35.8%である。
- ・新市の産業別従事者数を見ると、「卸売・小売業・飲食店」が81,761人と最も多く、総数の32.4%を占めている。

平成13年10月1日現在(単位:人)

	総数	農林 漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・ 熱供給・ 水道業	運輸・ 通信業	卸売・ 小売業・ 飲食店	金融・ 保険業	不動産業	サービス業
新市(合計)	252,039	526	135	22,759	52,218	902	13,585	81,761	9,205	3,022	67,926
栃木県全体	874,088	4,101	1,416	78,789	250,508	2,519	42,625	244,304	19,806	9,079	220,941
新市内訳	100.00%	0.21%	0.05%	9.03%	20.72%	0.36%	5.39%	32.44%	3.65%	1.20%	26.95%
新市が県に占める割合	28.8%	12.8%	9.5%	28.9%	20.8%	35.8%	31.9%	33.5%	46.5%	33.3%	30.7%

出典:「平成13年事業所・企業統計調査」

製造品出荷額等（従業者4人以上の事業所）

- ・新市の「製造品出荷額等」は2兆円を超えており、県に占める新市の割合を見ると、「事業所数」の12.5%、「従事者数」の20.1%に対して、27.7%と県全体の4分の1以上を占めている。

平成14年12月31日現在

	事業所数(所)	従業者数(人)	製造品出荷額等(万円)
新市(合計)	756	40,935	211,853,239
栃木県全体	6,029	203,840	765,747,596
新市が県に占める割合	12.5%	20.1%	27.7%

出典：「平成14年工業統計調査」

年間商品販売額

- ・新市の「年間商品販売額」総額は約2兆8千億円となっており、県に占める割合を見ると、「商店数」総数の25.5%、「従事者数」総数の32.5%に対して、50.2%と2分の1以上を占めている。

平成14年6月1日現在

	商店数(店)			従業員数(人)			年間商品販売額(万円)		
	総数	卸売業	小売業	総数	卸売業	小売業	総数	卸売業	小売業
新市(合計)	6,867	2,044	4,823	55,617	21,649	33,968	283,491,225	218,346,233	65,144,992
栃木県全体	26,936	5,606	21,330	171,067	47,152	123,915	564,646,041	356,165,238	208,480,803
新市が県に占める割合	25.5%	36.5%	22.6%	32.5%	45.9%	27.4%	50.2%	61.3%	31.2%

出典：「平成14年商業統計調査速報」

農業粗生産額

- ・新市の農業粗生産額の総額は、279億1千万円であり、県全体の10.2%を占める。
- ・新市の農業粗生産額の内訳を見ると、「米」は43.0%と県の内訳より高い割合となっているのに対して、「畜産」の割合は9.9%と低い。
- ・地域の特徴としては、上三川地域のみが農業粗生産額に占める「野菜」の割合が2分の1以上を占めている。

平成12年12月末現在

農業粗生産額(千万円)		総額	米	野菜	畜産	その他
新市(合計)		2,791	1,200	793	275	523
内 訳	宇都宮地域	1,592	659	370	161	402
	上三川地域	624	180	334	73	37
	上河内地域	277	181	53	15	28
	河内地域	298	180	36	26	56
栃木県全体		27,464	9,484	6,499	8,074	3,407
新市内訳		100.0%	43.0%	28.4%	9.9%	18.7%
栃木県内訳		100.0%	34.5%	23.7%	29.4%	12.4%
新市が県に占める割合		10.2%	12.7%	12.2%	3.4%	15.4%

出典：農林水産省「平成12年生産農業所得統計」

(6) その他の指標

大学の在学者数

- ・新市における4年制大学の在学者数は、総数で9,223人となっており、県全体の41.4%を占め、短期大学についての総数は1,261人で、33.7%を占めている。

大学数7校、在学者数総数10,484人(4年制大学と短期大学の合計)を抱える状況は、県全体に占める新市の総人口の割合と比べると高い水準にある。

平成14年5月1日現在

	4年制大学				短期大学			
	学校数(校)	在学者数(人)			学校数(校)	在学者数(人)		
		総数	男性	女性		総数	男性	女性
新市	4	9,223	6,678	2,545	3	1,261	111	850
栃木県全体	9	22,269	15,370	6,889	8	3,738	293	3,445
新市が県に占める割合	44.4%	41.4%	43.4%	36.9%	37.5%	33.7%	37.9%	24.7%

出典：栃木県全体/栃木県「平成14年学校基本調査報告書」

図書館等蔵書数

平成14年度末現在

- ・新市の図書館等における総蔵書数は約144万冊であり、1人あたり2.8冊となっている。
- ・上河内地域は、1人当たりの蔵書数が6.9冊と最も充実している。

		蔵書総数	1人当り蔵書数
新市(合計)		1,444,112	2.8冊
内訳	宇都宮地域	1,121,346	2.5冊
	上三川地域	101,292	3.3冊
	上河内地域	67,092	6.9冊
	河内地域	154,382	4.4冊

出典：宇都宮地域合併協議会調べ

水道普及率(広義)

- ・新市の水道普及率(広義)は96.3%となっている。
- ・各地域の水道普及率(広義)を見てみると、最も整備が進んでいるのは宇都宮地域で、98.3%となっている。

平成13年度末現在

	総人口(人) 【A】	給水人口(人)				普及率(%) 【B】/【A】	
		上水道	簡易水道	専用水道	合計【B】		
新市(合計)	515,686	483,620	9,956	3,029	496,605	96.3	
内訳	宇都宮地域	441,645	432,215	0	2,034	434,249	98.3
	上三川地域	29,698	19,569	1,770	0	21,339	71.9
	上河内地域	9,755	0	8,186	995	9,181	94.1
	河内地域	34,588	31,836	0	0	31,836	92.0
栃木県全体	2,003,283	1,718,484	105,442	17,966	1,841,892	91.9	

出典：栃木県環境衛生課「平成13年度末現在 水道普及状況」
市町総人口に対する供用人口(上水道、簡易水道、専用水道の使用可能な人口の合計)の割合

下水道普及率(広義)

- ・新市の下水道普及率(広義)は82.3%となっている。
- ・各地域の下水道普及率(広義)を見てみると、地域によって様々であり、最も整備が進んでいるのは宇都宮地域で、88.6%となっている。

平成14年度末現在 宇都宮地域合併協議会調べ

	行政人口 (人)【A】	下水処理人口(人)					普及率(%) 【B】/【A】	
		公共下水道	農業集落排水	地域下水処理施設	合併処理浄化槽	合計【B】		
新市(合計)	521,167	390,904	12,458	14,939	10,857	429,158	82.3	
内訳	宇都宮地域	445,780	368,720	8,341	14,939	3,179	395,179	88.6
	上三川地域	30,471	13,359	1,717	0	806	15,882	52.1
	上河内地域	9,767	0	0	0	2,343	2,343	24.0
	河内地域	35,149	8,825	2,400	0	4,529	15,754	44.8

市町総人口に対する供用人口(公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽及び地域下水処理施設の使用可能な人口の合計)の割合

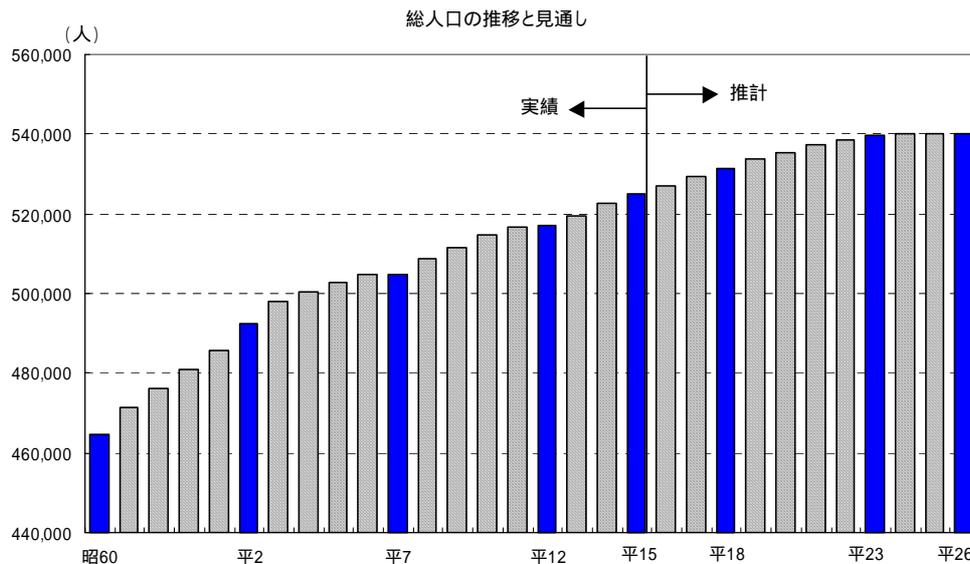
2 新市の社会経済の見通し

新市建設の基本となる指標として、平成15年(2003年)を基準年に、平成26年(2014年)までの人口や経済の見通しを明らかにする。

(1) 人口の見通し

総人口

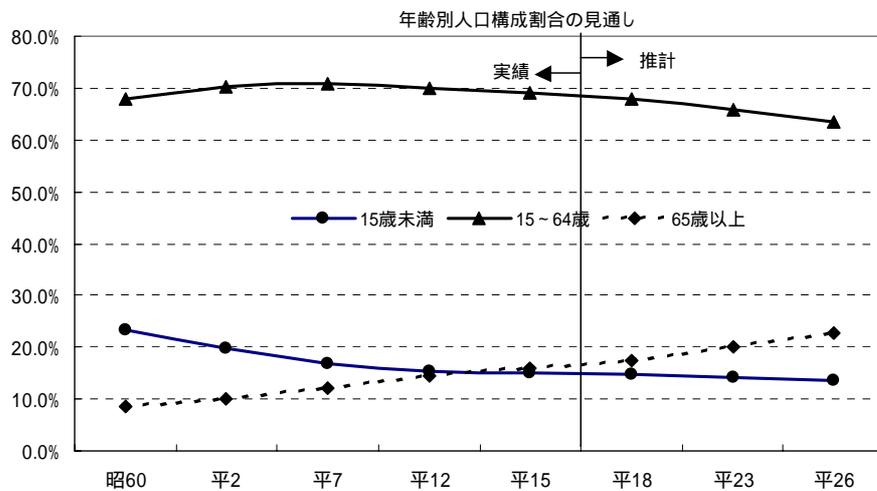
- ・新市の総人口は、平成26年(2014年)に約54万人でピークに達した後、緩やかな人口減少過程に入るものと見込まれる。
- ・地域の人口を見ると、上三川・河内地域では、宇都宮地域からの人口流入などを要因に、10%前後の人口増加が予測される。また、上河内地域も微増となるが、宇都宮地域では、平成23年(2011年)から減少に転じ、平成26年の人口は現時点より1.6%程度の増加に止まるものと見込まれる。



年齢構造

- ・新市の年齢構造を見ると、生存率の向上などによりさらに高齢化が進み、平成26年(2014年)の高齢人口(65歳以上)は約12万3千人で、その構成比は22.7%に達し、市民の5人に1人以上が高齢者となる超高齢社会の到来が想定される。
- ・一方、出生率の低下により、年少人口(15歳未満)は、平成26年に約7万4千人(13.7%)となり、少子化が一段と進む上に、生産年齢人口(15~64歳)も約36万3千人から約34万3千人(63.6%)に減少し、新市の活力の低下が懸念される。
- ・年齢3区分別人口の割合を地域別に見ると、いずれも、少子・高齢化が進む傾向にある中、高齢人口の割合において上三川地域が17.8%と最も低くなっており、その進行には地域性が見られるものの、他の地域では20%を超えることが予測され、高齢社会

への対応は新市の主要課題になると想定される。

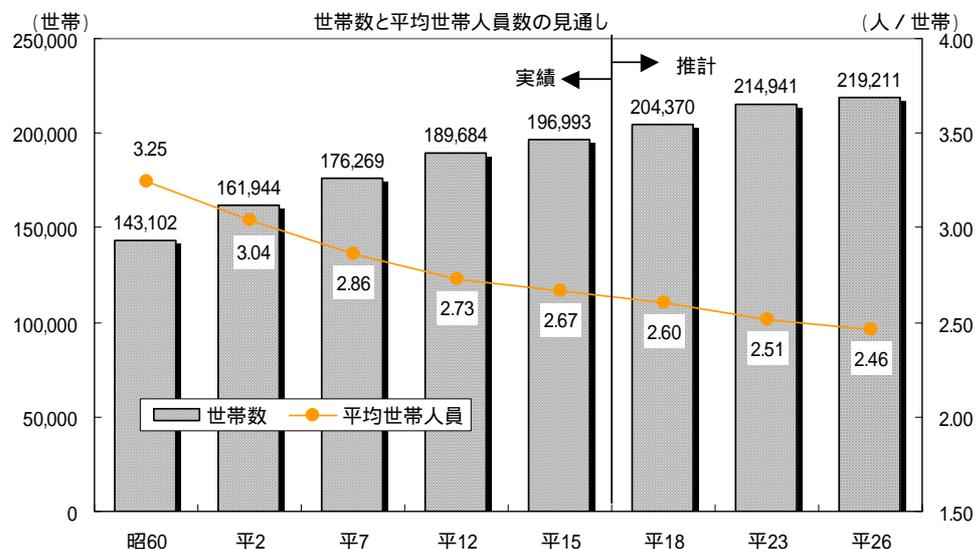


年齢3区分別人口構成比の推移

		1985 昭60	1990 平2	1995 平7	2000 平12	2003 平15	2006 平18	2011 平23	2014 平26
構 成 比	15歳未満	23.4%	19.7%	16.9%	15.4%	14.9%	14.7%	14.1%	13.7%
	15~64歳	68.0%	70.3%	70.9%	70.1%	69.1%	67.9%	65.8%	63.6%
	65歳以上	8.6%	10.1%	12.1%	14.5%	15.9%	17.5%	20.1%	22.7%

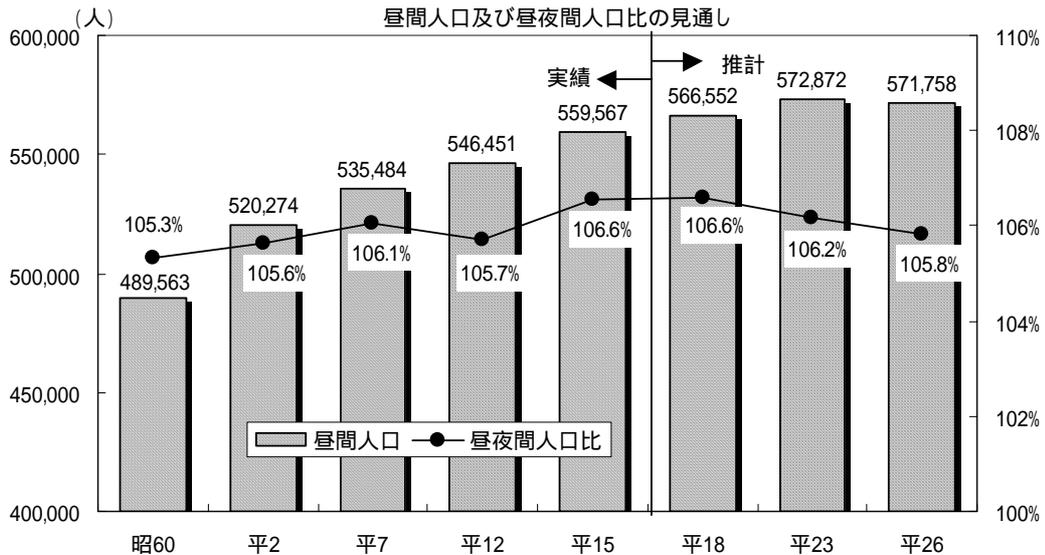
世帯数

- ・単独世帯や核家族世帯の増加が見込まれることから、世帯数は、平成26年(2014年)には約21万9千世帯にまで増加するものと見込まれ、地域ごとの増加率(平成15年と26年の比較)を見ると、河内地域が約1.22倍と最も高くなると予測される
- ・また、1世帯当りの世帯人員は、平成26年には2.46人に低下することが見込まれる。中でも、宇都宮地域では同年に2.39人となり、最も核家族化が進むと想定される。



交流人口（昼間人口）

- ・交流人口は，平成23年（2011年）に約57万2,870人に達した後，平成26年（2014年）には約57万1,750人，昼夜間人口比率で105.8%になるものと見込まれる。
- ・新市が，引続き，人・もの・情報が集まり活発に交流する都市でありつづけるためには，昼間人口の維持・増加につながる，高次で魅力ある都市機能の集積や活力あるまちづくりなどが求められる。



(2) 経済の見通し

経済規模

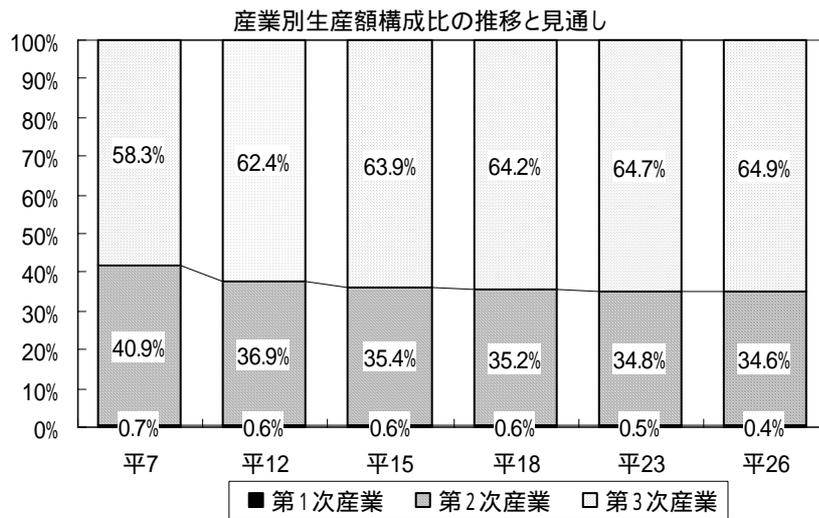
【 市内総生産 】

- ・新市の市内総生産額は，平成26年（2014年）には約3兆0,492億円の経済規模となり，その期間の増加率は，年平均1.28%程度で推移するものと見込まれる。
- ・産業別の構成比は，第3次産業が，平成23年（2011年）に64.7%，平成26年に64.9%へと増加する一方で，第2次産業及び第1次産業の比率は低下していくものと見込まれる。
- ・また，地域別の産業別構成比を見ると，宇都宮・河内地域は第3次産業の比率が高く，上三川・上河内地域は，第2次産業の比率が高い。

市内総生産額の推移

単位: 億円, 平成12年価格

	1995 平7	2000 平12	2003 平15	2006 平18	2011 平23	2014 平26
総 額	23,988	25,524	25,710	26,649	29,139	30,492
宇都宮地区	21,386	22,508	22,615	23,424	25,650	26,884
上三川地区	1,690	1,981	1,989	2,043	2,160	2,205
上河内地区	328	339	368	391	428	446
河内地区	584	695	738	791	899	957



就業人口の見通し

- ・新市の就業者数は、約29万4千人でピークに達した後、平成26年(2014年)には約29万人に減少していくものと見込まれる。
- ・産業別構成比を見ると、平成26年には、第1次産業が2.4%(約7千人)、第2次産業が27.7%(約8万人)、第3次産業が69.9%(約20万2千人)となると見込まれ、第1次・2次産業の割合が低下する一方で、第3次産業の割合が高まることが想定される。

就業者数の推移

単位:人

	1985 昭60	1990 平2	1995 平7	2000 平12	2003 平15	2006 平18	2011 平23	2014 平26
総数	248,910	274,043	287,696	287,820	292,432	294,588	293,047	289,775
宇都宮地区	219,464	242,577	256,772	256,783	261,290	263,698	263,078	260,721
上三川地区	17,744	18,706	16,985	16,413	16,482	16,226	15,490	14,871
上河内地区	3,542	3,659	3,983	3,857	3,889	3,830	3,684	3,554
河内地区	8,160	9,101	9,956	10,767	10,770	10,834	10,795	10,629

産業別就業者構成比の推移

単位:人

	1985 昭60	1990 平2	1995 平7	2000 平12	2003 平15	2006 平18	2011 平23	2014 平26
第1次産業	7.0%	5.2%	4.2%	3.5%	3.2%	2.9%	2.6%	2.4%
第2次産業	33.1%	33.7%	31.2%	29.7%	29.2%	28.7%	28.1%	27.7%
第3次産業	59.9%	61.2%	64.6%	66.8%	67.6%	68.3%	69.4%	69.9%

3 まちづくりの資源と主要課題

(1) 新市の地域特性及び資源

地理的条件・自然環境

- ・新市は首都東京から約100km、栃木県のほぼ中央部にあり、北関東の中核拠点都市及び県都として高次の都市機能を担う上で恵まれた位置にある。
- ・南北に流れる鬼怒川、姿川、田川、江川、山田川、御用川、西鬼怒川などの河川は、周囲の平地林、水田、畑地等と田園的な環境を形成するとともに、市民の憩い・やすらぎの場として活用されている。
- ・北部の羽黒山から北西部にかけて大谷、古賀志の丘陵が起伏し、良好な眺望や自然景観に恵まれている。また、丘陵地帯の南端となる戸祭山、八幡山の連丘が市中心部に接しており、都心部においても豊かな緑が確保されている。

地域の資源

- ・新市の中心市街地においては、県都として商業・業務機能や都市的サービス機能など市民生活の利便性向上に資する高次の都市機能が集積している。また、多様な交通の結節点であるJR宇都宮駅を中心として、人・もの・情報が広域的に交流する重要な広域都市圏の拠点となっている。
- ・上三川地域、上河内地域及び河内地域の中心部には、業務機能等の都市機能が集積しており、それぞれ地域の拠点となっている。
- ・自然景観や祭・伝統芸能などの歴史的・文化的な資源が豊富である。河内地区では、全国的にも貴重になったホトケドジョウなどの魚類やミズニラなどの植物がいまだに豊富に残っている。温泉が湧出する宇都宮、上河内の各地域においては、それぞれ陸の松島と称される大谷地区の景観、300年の歴史を持つ「梵天まつり」が行われる羽黒山、親水公園や自然森などを活用した観光・レジャーの拠点が形成されている。また、上三川地域では国の史跡指定を受けた「上神主・茂原遺蹟」や200年の歴史を持つ「子ども相撲」など、歴史的・文化的な資源が残されている。
- ・新市の産業集積は、農業、工業、商業ともに高次元でバランスがとれた構成となっている。農業では、鬼怒川を中心に関東平野を代表する穀倉地帯が広がり、宇都宮、上三川、上河内地域ではイチゴ、ナシ、トマトなどの野菜果樹の生産が盛んである。工業では内陸最大級の清原工業団地をはじめわが国有数の自動車生産拠点などを有する宇都宮、上三川地域がある。宇都宮テクノポリスセンター地区には、栃木県産業技術センターと産業交流支援センターが一体となった産業支援中核施設「とちぎ産業創造プラザ」が立地しており、産業支援機関が集積している。商業では約100万人の商圏人口を抱える宇都宮地域がある。

- ・新市の宇都宮地域には4年制大学4校，短期大学3校が立地しており，総学生数は約10,000人に達するなど，高い高等教育機関の集積がある。
- ・北関東の中核拠点である新市は，南北を縦貫する東北新幹線，JR 宇都宮線，東北自動車道，新4号国道をはじめ，新市南部を横断する北関東自動車道などの国土交通軸の結節点に位置し，首都圏における広域ネットワークの交通拠点としての機能を有している。

(2) まちづくりの主要課題

新市の建設にあたっての主要な課題は次のとおりである。

個性と特性を生かした地域づくり

個性のある地域づくり

- ・新市において，各々の地域がそれぞれ育んできた歴史，文化，伝統や自然環境などの個性や地域資源を生かし，適切に機能分担を行いながら，地域の独自性を尊重し自立した個性のあるまちづくりを推進する必要がある。
- ・地域に根ざしたまちづくりを推進するため，コミュニティの維持・再生に十分配慮する必要がある。

特色ある教育環境の形成

- ・21世紀を担う子どもたちの健全な育成や，最新の知識・技能を身に付け新市の産業を担う将来の職業人を育成するため，地域資源や産業集積を生かした特色ある教育環境を形成する必要がある。

新市の一体性と地域間の連携の確立

総合的な交通体系の整備

- ・新市の一体性を確保し地域間の交流を促進するため，地域間を有機的に結ぶ幹線道路網の整備や交通弱者にもやさしい新交通システムの導入など，総合的な交通基盤の整備を図る必要がある。

情報ネットワーク等の形成

- ・地域間の一体性を確保し交流を促進する情報基盤として，公共施設間を結ぶ情報ネットワークを整備するとともに，宇都宮地域をはじめ上三川地域，上河内地域及び河内地域においても高速通信回線やCATV等の利用が可能となるよう整備・普及を促進する必要がある。

良好な生活環境の整備

- ・住民が安全で快適な日常生活を営むため、上下水道やごみ処理施設など生活に密着した社会資本整備については、各地域においてこれまで形成してきた基盤を生かしつつ、新市の中で適切な機能分担を図ることにより、良好な生活環境の整備に向けた取組みを進める必要がある。

保健・福祉サービス水準の維持・向上

- ・出生率の低下により少子化が一段と進む一方で、更なる高齢化の進行により超高齢社会の到来が予測されることから、安心して子どもを産み育てることができ、高齢者が元気で安心して住み続けられる社会環境を確保するため、合併によるスケールメリットを活かし、少子・高齢化に対応した専門的で多様な行政サービスを全市域において提供できるよう、保健・福祉サービス水準の維持・向上を図る必要がある。

新市の活力の維持・向上

新市の拠点性の向上

- ・新市は県都であるとともに県央地域における広域的な都市圏の中核都市としての主導的な役割が期待されており、今後とも持続的に発展・拡大していくためには、中心市街地の活性化及び都市拠点における広域交流機能の充実・強化を図るとともに、周辺地域の拠点における良好な住環境の形成など基礎的な機能の向上に取り組むことにより、それぞれの特性を生かした都市機能の集積を進めながら拠点性を高める必要がある。

経済・産業の振興

- ・農業・工業・商業ともに高次元でバランスの取れた産業集積を生かし、市全体の活力を向上させるため、生産性・収益性の高い首都圏農業の確立と安全で安心な食の安定供給に向けて地産地消の推進に努め、先端・高度技術産業や研究開発型企業をはじめとする企業集積と産業支援機関及び高等教育機関等との連携や情報技術の産業への活用により、新事業の創出や中小製造業の活性化を促進するとともに、商業・業務機能が集積している都心部の一層の機能強化を図る等により、経済・産業の振興を図る必要がある。

まちづくりの目標と基本方針

1 まちづくりの目標

新しい宇都宮が、自立した地域の連携のもと、快適な都市空間と潤いのある生活環境の中で市民が暮らし、将来においても活力を維持・向上しつづけるため、

「躍動する市民 魅力あふれる地域 あすの活力を育む都市 うつのみや」

新市建設においては、「人（市民）」が主役であり、「地域」を建設の基本と位置づけ、北関東の中心都市として「魅力」にあふれるまちをめざす。新市は、市民・事業者・行政のパートナーシップにより、一体的で連携がとれた新しい自治体として、21世紀においても持続的発展が可能な活力を創り出すことが可能な都市である。

をまちづくりの将来像とし、その実現をめざす。

また、将来像を実現するにあたっては、社会経済の変化に対応し、まちづくりの諸課題の解決に向けて、新市建設における「地域」「都市」「活力」の創造を重要な分野と位置づけ、次のような取組みを進める。

個性と特性を生かした自立性の高い地域づくり

それぞれの地域固有の歴史、文化、景観などを大切にし、コミュニティを守り育て、互いに助け合い、教えあう、人間性豊かな地域を創造する

一体的で連携がとれた誰もが住みやすい都市づくり

快適な都市生活や機能的な都市活動・産業活動が確保され、市民の誰もが住みやすく一体的で連携がとれた都市を創造する

人、もの、情報が活発に交流するまちづくり

北関東を牽引する自治体として、人・もの・情報が活発に交流し、活力があり、魅力的でにぎわいのあるまちを創造する

2 土地利用の基本方針

まちづくりの目標等の実現に向け、総合的・計画的な都市空間の形成を図るため、都市に求められる多様な機能を集積し、人・もの・情報を広域的に集め、さまざまな出会いと交流を促進する魅力ある拠点の形成を目指す。具体的には、より高次の商業・業務、交通、交流機能等の集積を目指す新市の中心拠点、地域住民の利便性や快適性を満たす基本的な都市生活機能の集積を図る地域の核となる拠点、都市の活力を支える産業活動の拠点や歴史や自然資源を活かした憩いの場となる観光・レクリエーションの拠点を都市内に適切に配置することが必要であり、これらを踏まえて都市空間整備の基本となる土地利用に関する基本的な考え方を示す。

(1) 市街地の高度利用と良好な住環境の形成を図る住宅地

- ・既成市街地では、土地区画整理事業等の面的整備により、低層密集地区の解消につとめ、ゆとりなどに配慮した快適な居住環境の形成を図る。特に、中心市街地では、商業・業務機能との調和を図りつつ、土地の高度利用、都心居住などにより都心部の再生を進める。
- ・周辺の市街地では、生活基盤の整備や防災面に十分配慮し、地域の地理的自然的特性を生かした居住環境の整備に努め、良好な市街地環境の保全と形成を進める。
- ・宅地開発などにより住宅地を形成する場合には、緑やオープンスペースの豊かな低密度住宅地として、計画的な開発誘導を行うとともに、市街地の無秩序な拡大を抑制して、適正規模の市街地形成を図る。

(2) 地域特性に応じた都市機能の集積を目指す商業・業務地

- ・中心地区の商業地では、市街地再開発事業などを推進し、商業機能の集積とともに交流機能や市民サービス機能を加えたにぎわいの場の形成を図る。また、JR宇都宮駅周辺地区では、業務機能や交通結節機能の強化に加えて、高度情報や広域交流、産業支援、学術文化などの新たな機能の導入を図り、中心地区との連携を図りながらにぎわいと多様性のある都心づくりを進める。
- ・周辺地域の中心部や鉄道駅周辺等に分布する商業・業務地では、住民の多様なニーズに対応した地域密着型の機能を発揮できるよう、それぞれの地域特性を生かした日常生活の利便性の向上に向けて、商業・福祉・行政サービスなどの生活支援機能の充実を図る。また、幹線道路沿道では、中心地区や地域の拠点などの商業・業務地との機能分担や周辺環境に配慮して秩序ある土地利用を進める。

(3) 産業構造の転換に対応し地域経済の自立的発展の拠点となる工業地

- ・宇都宮テクノポリスセンター地区や清原工業団地などでは、産業支援機関やこれまで培われた技術・人材等の地域産業資源を有効に活用し、先端・高度技術産業、研究開発型企業の育成・誘致などにより新たな工業地の形成に努める。

- ・東谷・中島地区・瑞穂野工業団地などでは、交通結節点としての立地特性を生かし、産業支援機能の充実に努めるとともに、先端技術産業等の誘致や域内再配置の促進を図る。
- ・河内工業団地など既存の工業団地では、企業ニーズや産業構造の変化に対応した良好な生産環境の確保に努める。

(4) 都市の環境を守り、良質な食を安定して供給する農業地

- ・市域を南北に流れる鬼怒川・田川・姿川・江川の流域などに広がる農業地域では、首都圏に位置する地理的優位性を生かし、生産性・収益性の高い首都圏農業の確立や安全で安心な食を安定的に供給することができる農業地の確保に努める。さらには、農地は洪水の防止や自然環境の保全などの多面的機能を有しており、都市の環境を守り・創る農業地の保全に努める。
- ・また、農業・農村が有する自然資源を生かした交流や体験・レクリエーション空間の整備などにより、都市と農村の交流による魅力あふれる地域づくりの展開に向けて農業地の有効利用を図る。

(5) 多様な機能を生かした森林地

- ・市西部の県立自然公園から北部の羽黒山にかけた山間・丘陵部では、木材生産などの経済的機能に加え、災害の防止、水源の涵養、保健休養、地域環境の維持などの公益的機能が十分に発揮できるよう、森林資源の適正な管理・整備に努める。
- ・また、余暇需要の増大や自然とのふれあい志向の高まりを踏まえ、自然環境の保全や地域振興などに配慮しながら、住民のレクリエーションの場、自然や緑に触れる自然学習の場等として有効活用を進める。

新市の施策の大綱

新市として迅速な一体化を促進し、地域の発展と住民福祉の向上を図るため、まちづくりの目標等の実現を目指して、次のような施策の展開を図る

1 個性と特性を生かした地域の創造

(1) 市民・地域自治を培うまちづくり

- 1) 市民主体のまちづくりを推進する
- 2) 個性のある地域づくりを推進する
- 3) 市民に身近な行政を推進する

(2) 豊かな人間性を育むまちづくり

- 1) 生涯学習を推進する
- 2) 学校教育を充実する
- 3) 地域文化を振興する
- 4) 生涯スポーツを推進する

2 一体的で連携がとれた誰もが住みよい都市の創造

(1) 快適に移動できるまちづくり

- 1) 道路ネットワークを整備する
- 2) 公共交通ネットワークの整備を促進する

(2) 良好な生活基盤を備えたまちづくり

- 1) 廃棄物の適正処理を推進する
- 2) 上水道を安定供給する
- 3) 生活排水を適切に処理する
- 4) 地域情報化を推進する

(3) 健康で安心して生活できるまちづくり

- 1) 保健・医療・福祉の連携のとれたサービスを充実する
- 2) バリアフリーのまちづくりを推進する
- 3) 高齢者・障害者の福祉サービスを充実する
- 4) 子育て支援を充実する
- 5) 生活衛生を向上する

3 人、もの、情報が活発に交流する活力の創造

(1) 魅力とにぎわいのあるまちづくり

- 1) 都市拠点機能を向上する
- 2) 地域拠点機能を向上する

(2) 豊かで活力あるまちづくり

- 1) 商業・サービス業を振興する
- 2) 活力ある工業を振興する
- 3) 魅力ある農業を振興する

1 個性と特性を生かした地域の創造

(1) 市民・地域自治を培うまちづくり

住民自治を高めるしくみの導入や活動拠点の整備などにより、地域の資源や個人を大切にす市民が、共に支えあいただれもが生き生きと活動することができる地域をつくる

1) 市民主体のまちづくりを推進する

- ・市民が誇りと愛着をもてるまちをつくるため、市民の多様なコミュニティ活動を積極的に支援するとともに、活動に必要な情報や場の提供などの活動環境を整備することにより、コミュニティを維持・再生し、ふれあいと連帯に支えられ市民の創意を生かした市民主体のまちづくりを推進する

2) 個性のある地域づくりを推進する

- ・新市における各地域が特色あるものとなるよう、身近な地域課題を自ら取組み・解決できる体制の構築や拠点となる河内地域等の庁舎施設を整備し、地域の特性を生かした個性ある地域づくりを推進する

3) 市民に身近な行政を推進する

- ・複雑・多様化する市民ニーズに的確に対応するため、地域の特性を生かした施策を展開できるよう、身近な地域における行政サービスの充実やサービス提供体制の整備に努め、市民に身近な行政を推進する

(2) 豊かな人間性を育むまちづくり

学習や文化など様々な分野で多様な能力を発揮できる環境を整備し、市民一人ひとりが心豊かで生き生きと生活できる地域をつくる

地域資源を生かした学校教育の充実に努めることにより、21世紀の新市を担う子どもたちが、のびのびとたくましく育つ地域をつくる

産業集積を生かした職業教育の充実に努めることにより、新市の産業を担う将来の職業人が多用な能力を育み活躍できる地域をつくる

1) 生涯学習を推進する

- ・市民の多様な学習ニーズに応え、より良い環境の中で学ぶことができるよう上三川地域、上河内地域等において生涯学習施設の整備を行い、個性と魅力ある地域づくりを担う市民を育てる生涯学習を推進する

2) 学校教育を充実する

- ・より良い環境の中で学ぶことができるよう、各地域の小中学校施設について、施設の老朽度や耐震性等を踏まえて計画的な整備を行い、個性と魅力ある地域づくりを担う市民を育てる学校教育の充実に努める。また、将来の産業界を担う職業人の育成に向け、高等学校等における産業教育の充実に努める

3) 地域文化を振興する

- ・市民が地域の歴史や文化に誇りと愛着を持ち、自主的で創造的な文化活動を展開することにより個性的で魅力ある地域となるよう、文化財の保護・活用や活動拠点となる施設の整備など文化的環境づくりを進め地域文化を振興する

4) 生涯スポーツを推進する

- ・幼児から高齢者まで、すべての市民が目的に応じて、身近なところでスポーツに親しむことができるよう、地域におけるスポーツ活動を促進するとともに総合運動公園や社会体育施設の整備を進める

2 一体的で連携がとれた誰もが住みよい都市の創造

(1) 快適に移動できるまちづくり

都市交通の円滑化と誰もが気軽に利用できる公共交通サービスの水準の向上を図るため、総合的な交通ネットワークを構築し、新市の一体性と地域間の連携を支える交通環境を持つ都市をつくる

1) 道路ネットワークを整備する

- ・都市間及び新市における地域間交通の円滑化や安全性・利便性を確保するとともに、災害時においても円滑な道路交通機能を確保するため、北関東自動車道や国道をつなぐ幹線道路の整備を進め、多様な都市活動を支える道路ネットワークを構築する

2) 公共交通ネットワークの整備を促進する

- ・都市内や都市間の移動利便性を高め、誰もが気軽に利用できる公共交通のサービス水準を高めるため、既存の交通サービスの維持・向上や新交通システム（LRT）の導入に努める

(2) 良好な生活基盤を備えたまちづくり

新市全域において市民生活を支える基盤が担うべき機能を見据えて、上下水道やごみ処理施設などの公共サービスを提供する社会的基盤や良好な居住環境が形成された市街地などの都市空間を効果的・重点的に整備することにより、市民が安全で快適に住み続けることができる都市をつくる

1) 廃棄物の適正処理を推進する

- ・新市において発生する廃棄物の処理において環境への負荷を最小限に抑えるため、最終処分場などの整備を進め、処理施設の適切な運営・維持管理を含めた処理体制の強化を図り、廃棄物の適正かつ安定的な処理を推進する

2) 上水道を安定供給する

- ・市民が将来にわたって安心して上水道を利用できるよう、安全で安定した供給体制を確立する

3) 生活排水を適切に処理する

- ・市民の快適な生活環境の確保や公共用水域の水質の保全を図るため、地域の実情にあわせて下水道等の整備手法を選択し、汚水を安定的に処理する施設の整備により、各地域における生活排水の適正な処理を推進する

4) 地域情報化を推進する

- ・地域間交流を促進し新市の一体性を確保するとともに、市民生活の利便性の向上を図ることができるよう、生活に密着した各種情報システムや公共施設間を結ぶ情報ネットワーク等の整備を推進し、情報通信基盤や利用環境を充実する

(3) 健康で安心して生活できるまちづくり

新市にある施設や人材などの資源を有機的に活用して、保健・医療・福祉など基礎的なサービスを総合的に提供することにより、すべての市民が住み慣れた地域社会の中で、健康で安心して暮らすことができる都市をつくる

1) 保健・医療・福祉の連携のとれたサービスを充実する

- ・市民が生涯にわたって健康な生活を送り安心して暮らすことができるよう、上三川地域に保健福祉センターを設置するとともに、地域におけるサービス提供体制を整備し、医療と連携を図りながら、ライフステージに応じたきめ細かな保健・福祉サービスを市民の身近な場所において総合的に提供する

2) バリアフリーのまちづくりを推進する

- ・高齢者や障害者をはじめとするすべての市民が、住み慣れた地域の中で安心して暮らせるまちづくりを進めるため、「やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例」等にもとづき、公共施設等のバリアフリー化を推進する

3) 高齢者・障害者の福祉サービスを充実する

- ・高齢者や障害者が、身近な地域で福祉サービスを利用し、住みなれた地域において健康で生きがいを持ちながら安心して生活することができるよう、在宅福祉と施設福祉の連携を図りながら、福祉サービスの充実に努める

4) 子育て支援を充実する

- ・次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに育つことができるよう、地域における育成環境の充実や多種多様な保育ニーズに対応するサービスを提供し、子育て支援の充実に努める

5) 生活衛生を向上する

- ・市民が安全で衛生的な暮らしが送れるよう、食品の安全性確保対策及び新斎場整備事業や霊園の整備等により、生活衛生の向上に努める

3 人，もの，情報が活発に交流する活力の創造

(1) 魅力とにぎわいのあるまちづくり

都市拠点などにおいて、「買う，味わう，学ぶ，遊ぶ，触れ合う，憩い安らぐ，住む」など多様な都市機能を備えることにより，多くの市民と来訪者も集い・交流する魅力とにぎわいのあるまちをつくる

1) 都市拠点機能を向上する

- ・都市の核としての風格・機能と快適な住環境を整えるため，JR宇都宮駅周辺などの都市拠点においては，人・もの・情報が集まる広域交流機能，都心居住機能を導入する
- ・また，広域都市圏の中心都市として活力を高めるため，馬場通り中央地区市街地再開発事業の実施により，高次の都市機能や商業・業務・サービス機能の集積を進めるとともに，魅力ある都市空間の創出を図り，多様で高度なニーズに対応できる中心市街地を形成する

2) 地域拠点機能を向上する

- ・都市機能と居住環境のバランスがとれた地域の発展拠点の形成を目指し，富士山地区，中里原地区，JR岡本駅西地区，JR雀宮駅周辺，宇都宮テクノポリスセンター地区等において，土地区画整理事業などの整備手法を活用して地域特性を生かした拠点開発や良好な住環境を形成することにより，商業・業務，基礎的な教育・文化・交流等の地域拠点機能の向上を図る

(2) 豊かで活力あるまちづくり

百万人の商圏，国内有数の工業団地の集積立地，優良な農地などを背景に，産学官の連携を強化しながら，それぞれの産業の活性化を進めることにより，商業・工業・農業の均衡のとれた活力あるまちをつくる

1) 商業・サービス業を振興する

- ・経済環境の変化や消費者ニーズに対応するため，地域の拠点に形成された既存の都市機能の集積を生かし，企業の活性化や新たな商業の担い手，時代にあった業種を誕生させるなどにより，商圏の中心都市としてふさわしい活力にあふれた商業・サービス業を振興する

2) 活力ある工業を振興する

- ・企業の立地や高度技術産業の集積が進み工業都市として発展してきた特性を生かし，今後も地域経済の自立的発展を図るため，東谷・中島地区等の整備を進め，企業ニーズ，産業構造，流通形態の変化に対応した産業拠点の整備を促進するとともに，産学官の交流・連携を深め起業化を支援することにより，新市の活力ある工業を振興する

3) 魅力ある農業を振興する

- ・生産性・収益性が高く，人々の生命や暮らしを支える安全で良質な食を安定的に供給することのできる農業の確立をめざし，主産地の形成などによる農業生産の振興と図るとともに，都市と農村の交流を促進することにより，魅力ある農業を振興する

V 地域別計画

1 計画の目的及び地域区分

土地の利用状況，生活圏としてのまとまり，地域おけるまちづくりの経緯や現況，今後の発展性や地域自治の方向などを考慮して次の4地域に区分し，その地域の現状や課題を明らかにするとともに，地域特性を生かした個性ある発展方向と取組みを示し，地域の主体的なまちづくりの指針とする。



2 地域ごとの計画

(1) 宇都宮地域

現状と課題

- ・宇都宮地域は，恵まれた自然環境や立地条件，先人の築いた歴史と伝統のもとで，農業・商業・工業のバランスがとれた産業地域，人・もの・情報が活発に行き交う地域として，県の政治・経済・文化の中心として発展してきた
- ・現在，商店街吸引力の低下や交通渋滞の発生などにより都心部の活力停滞が懸念され，また，生産拠点の移転・集約などによる企業の撤退や市内事業所の減少により産業集積の空洞化が見られる。
- ・また，これまで，地域の資源を生かして住みよいまちづくりを進めてきたが，今後も地域住民にとって安全で安心かつ快適な生活環境の確保・充実が不可欠であることに加えて，新市の更なる発展のためには，その中核地域として，地域住民及び周辺の人々が引き続き住み続けたいと感じる魅力や高次都市機能の向上が求められている。
- ・これらから，本地域が，新市の産業活動を牽引し住民交流の中核を担う地域としてその役割を担うため，都心地区・テクノポリスセンター地区・JR雀宮駅周辺を都市機能の集積を図る拠点と位置づけ，商業・業務，交流機能等の強化により拠点性の向上を図る必要がある。また，産業構造・流通形態の変化に対応した産業拠点の整備促進や企業活動の支援やに努めるとともに，新交通システムをはじめとする広域交通網の整備を進める必要がある。
- ・さらには，住民生活を支える基礎的な公共サービスを円滑に提供するため，上下水道等の生活基盤を整備するとともに，多様化する市民生活への対応や地域活動支援など，健康的かつ快適な地域生活に必要な生活関連施設の整備・充実が必要である。

地域づくりの基本方針

- ・高次な都市機能を備え、多くの人々が過ごし訪れる北関東の中心都市の中核としてふさわしい魅力ある地域となるよう、商業・業務・文化等の高次な都市機能の拡充強化を図るとともに、機能的で活力ある産業・住民活動を支える基盤や環境の整備を推進する。

主要施策・事業

魅力と活力ある拠点づくり

魅力ある都心部の整備 資源・特性を生かした地域拠点の整備

活力ある地域産業の振興

産業支援機能の充実 創業者等の支援・育成

農村地域の活性化の推進 地域観光の推進

安全で円滑に移動できる交通基盤の整備促進

新交通システムの導入 道路ネットワークの構築

住みよい暮らしを築く住基盤の充実

上下水施設の整備 廃棄物処理施設の整備 斎場の整備

市民生活関連施設の整備・充実

コミュニティ施設等の整備 生涯学習・学校教育施設の整備

文化施設の整備 スポーツ施設の整備 福祉施設の整備

(2) 上三川地域

現状と課題

- ・上三川地域は、平坦な地形と恵まれた水環境から農業を中心として古くから栄えてきたが、大規模工場の進出や主要幹線道路が整備されたことにより農業だけでなく、商業・工業も盛んな地域として発展してきた。
- ・また、北関東自動車道宇都宮上三川ICの開設など良好な道路事情に加え、医療機関や大規模商業施設への利便性が高いことなどから、大規模な住宅団地の開発も進み、本地域の人口は緩やかな増加が続いており、これらの特長を伸ばしながら、住みよく暮らしよい地域をつくることが求められている。
- ・こうした地域資源・特性を生かして定住性の高い都市型居住を創出するため、計画的に進めてきた市街地整備や上下水道、道路等の生活基盤の整備に今後も取り組みながら、良質な住宅地の創出に努める必要がある。また、日常の暮らしよさが実感できる快適な住民生活を支えるため、保健福祉活動拠点・生涯学習拠点を整備するとともに、教育・文化等の生活関連施設の整備・充実が必要である。
- ・さらに、産業基盤を充実し地域の活力を高めるため、首都圏農業を中心に農業生産の振興を図り農業農村の活性化に努めるとともに、恵まれた交通環境等を生かしながら新たな企業の立地を促すことが必要である。

地域づくりの基本方針

- ・広域交通の結節機能を十分に生かし、居住環境・産業基盤がバランスよく発展した住みよい地域となるよう、快適な住環境を確保するための基盤整備を推進するとともに、地域活力を高める産業の振興に努める。

主要施策・事業

住みよい暮らしを築く住基盤の充実

市街地の居住環境の整備 上下水道の整備

安全で円滑に移動できる交通基盤の整備促進

都市計画道路・幹線道路の整備

市民の学習活動・日常生活を支援する拠点づくり

保健福祉活動拠点の整備 生涯学習拠点の整備

活力ある地域産業の振興

農村地域の活性化の推進 企業立地の促進

市民生活関連施設の整備・充実

学校教育施設の整備 コミュニティ施設の整備 スポーツ施設の整備

文化施設の整備 福祉施設の整備

(3) 上河内地域

現状と課題

- ・上河内地域は、鬼怒川の清流と地域のシンボルである羽黒山をはじめとする豊かな自然環境や歴史と伝統に恵まれ、従来から農業を中心として発展してきた。
- ・近年、都市近郊の立地条件などを生かし、ハウス栽培による施設園芸も盛んになってきており、また、民間企業による宅地開発も進み、緩やかではあるが都市化が進展し人口も増加している。このような動向にある中、地域生活の核となるような秩序ある街並みを形成に向けて基礎的な居住環境の整備が求められている。
- ・これらから、市北部の地域拠点としてふさわしいまちづくりを推進するため、中里原地区を地域の居住環境をより一層向上させていく拠点として位置付け、土地区画整理事業の整備手法を活用して良好な生活環境を形成する必要がある。
- ・さらに、活力あふれる地域づくりを進めるため、地域の特性を生かした農林業の振興を図るとともに、地域住民が安心して文化的な生活を営むことができるよう、上下水道施設や教育施設などの生活基盤の整備が必要である。

地域づくりの基本方針

- ・水と土に育まれた自然と人が共生しつつ、安心して暮らすことができる生活環境が整い活力あふれる地域となるよう、快適な都市生活を支える居住機能の拡充強化を図るとともに、地域農業の振興と住民活動を支援する生活基盤の整備を推進する。

主要施策・事業

地域発展を牽引する拠点づくり

人と自然が調和した地域拠点の整備

住みよい暮らしを築く住基盤の充実

上下水道の整備

安全で円滑に移動できる交通基盤の整備促進

道路網の整備

活力ある地域産業の振興

農村地域の活性化の推進

市民生活関連施設の整備

生涯学習（スポーツ施設複合）・学校教育施設の整備

レクリエーション施設の整備 防災施設の整備

（４）河内地域

現状と課題

- ・河内地域は、本市北東部に位置し、市中央部やＪＲ宇都宮駅に近いという立地条件により宅地開発が進み、多くの住宅団地が造成され、現在も人口が増加傾向にある。このような中、鬼怒川の豊かな水の恵みを受けて、水稻を中心とした農業と住環境の整った住宅地域とが調和したなかで発展してきた。
- ・本地域の玄関口であるＪＲ岡本駅の周辺に広がる従来からの市街地は、住宅が密集し、道路の狭隘が生じていることから、緊急時等において支障をきたしている状況が見られる。また、将来、高齢化が急速に進むことが予測されることなどから、豊かな自然環境の中で、地域住民の誰もが生涯を通し安心して住み続けることができるよう、安全でよい環境の整備が求められている。
- ・このようなことから、住みやすい環境づくりを進めるため、ＪＲ岡本駅周辺の既成市街地においては、土地区画整理事業等による住環境の改善や防災性の向上が必要であるとともに、地域においては、上下水道等の生活基盤の整備が必要である。また、急速な高齢化の進展に対応し、住民が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、保健福祉の充実が不可欠である。
- ・さらに、従来から進めてきたスポーツを通じた地域住民の相互の交流をより一層深めるため、スポーツ・レクリエーションの活動環境の充実を図る必要がある。

地域づくりの基本方針

- ・道路・鉄道の交通結節機能や住宅・商店が集積した市街地である特性を生かし、豊かな自然環境と質の高い居住環境を保持し続ける地域となるよう、都市・生活基盤が整った住宅市街地の形成をさらに進めるとともに、保健福祉、スポーツ・レクリエーションなど高い公共機能を有する施設整備を推進します。

主要施策・事業

住みよい暮らしを築く住基盤の充実

居住環境の整備

上下水道の整備

住み慣れた地域での生活を支援する保健福祉サービスの充実

保健福祉施設の整備

スポーツ・レクリエーション環境の充実

スポーツ・レクリエーション施策の推進

安全で円滑に移動できる交通基盤の整備促進

都市計画道路・幹線道路の整備

活力ある地域産業の振興

農業生産基盤の整備

農業の活性化と環境保全活動

市民生活関連施設の整備

地域拠点施設の整備

学校教育施設の整備

文化施設の整備

県事業の推進

1 栃木県の役割

(新市の位置付け)

- ・ 新市は、県土の約7.4%の市域に栃木県の人口の25%以上を占める
- ・ 国内有数の工業団地群や先端技術産業、産業支援機能が集積
- ・ 北関東最大の都市として、栃木県の政治・経済の中心地として、広域的な発展を先導していくことがこれまで以上に期待される

(県の役割)

- ・ 県は、広域自治体として、住民に最も身近で地域の実情に通じた基礎自治体である市と連携・協力し、新しいまちづくりを積極的に支援・推進する

2 栃木県の事業

都市内・都市間の交通ネットワークの充実

- ・ 県道藤原宇都宮線など、県内各地域と連携する道路の整備
- ・ 北関東自動車道の整備促進
- ・ 宇都宮東部連絡道路（国道408号真岡バイパス）等の整備
- ・ 環状道路の整備，立体交差化や，大通り，競輪場通りなど都市内道路の整備
- ・ 新交通システム導入の推進

ゆとりと安心のある都市生活環境の整備

- ・ 田川や姿川など安全で快適な河川の整備・改修
- ・ 都市にうるおいをもたらす公園・街路等の整備
- ・ 上河内地域などにおける生活道路や公共下水道，農業集落排水施設等の生活基盤の整備

高次都市機能を有する都市拠点・地域拠点の形成

- ・ 宇都宮駅東地区など高次都市機能の蓄積を図るための市街地整備の促進
- ・ 宇都宮地域等の中心市街地活性化の促進

研究開発機能等の集積や地域産業の高度化の支援

- ・ 宇都宮テクノポリスセンター地区，東谷・中島地区等の整備促進

河川や森林など，自然環境の保全・活用と都市と農山村の交流促進

- ・ 河内地域や上三川地域等の農村景観の保全・活用
- ・ 市民農園や観光農園等を生かした都市と農山村との交流の促進

公共施設の適正配置

- ・ 少子・高齢化の進展により既存公共施設のストックと需要のアンバランスが見込まれる中、新市の各地域においては、これまで基礎的自治体として自己完結的に施設整備を進めてきており、合併に伴い利用可能な同種の施設が重複することが予想されることから、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう市民の利便性等に十分配慮するとともに、地域の特性やバランスを考慮することを基本として、公共施設の適正配置を進める。
- ・ 特に、小中学校施設や保育施設、高齢者福祉施設など市民の基礎的なサービスを提供する施設について、通学距離や公共交通機関の整備状況など利用者の利便性や地域社会との関係等に十分配慮しつつ、利用圏域の適正化や施設の適正な規模の確保に努める。
- ・ また、その他の公共施設についても、市民の多様な活動の進展をふまえつつ、既存の施設の有効活用や、施設・機能の複合化・集約化を計画的に進めるなど、経営的視点に立って重複投資の解消に努めていく。
- ・ さらには、合併に伴い支所となる庁舎等は、市民サービスの低下を招かないよう配慮するのみならず、地域自治制度の拠点として地域行政機関や住民代表組織、住民組織がそれぞれの機能を十分発揮し制度の円滑な運用が図られるよう、必要な施設の整備を図る。

財政計画

市町建設計画の財政計画の策定方針

1 財政計画策定の必要性及び概要

新市において健全な行財政運営が行われるよう、適正な財政計画を立て計画的に事業を実施するため

(1) 財政計画策定の意義と役割

- ・ 市町建設計画に掲げられる事業の実効性について財源的な裏付けを行い、財政の視点から事業実施を検証する。
- ・ 新市において計画的かつ健全な財政運営を行うためには、市町建設計画に掲げられる事業が財政的視点からの検証を行うとともに、事業の選択、総投資額の配分が適切に行われるようにする。

(2) 財政計画策定の基本的な考え方

対象となる会計

- ・ 一般会計ベースで策定する。
- ・ ただし、特別会計は、繰出金等で計上する。

計画期間

- ・ 市町建設計画の期間（平成16～26年度）とする。
- ・ ただし、地方債を活用した大規模事業等については、市町建設計画の期間終了後における公債費などの財政負担についても把握しておく。

前提条件

- ・ 「宇都宮市財政運営の指針」の考え方を基本に、将来における歳入及び歳出の収支見込額を各項目について年度ごとに積み上げる。また、財政構造の弾力性の向上や財政運営の長期安定性の確保を図るために設定した、公債費負担比率15%以内や市債残高の抑制などの財政指標を目標とする。
- ・ 現在、国において進められている「三位一体の改革」の国庫補助負担金の廃止・縮減、地方交付税の改革、税源移譲については、現時点においては、不確定要素が多いため、見込まないこととする。
- ・ 合併協議会における協定事項及び合併に伴う国・県からの財政支援などの財政上の効果を見込む。

2 財政収支計画の考え方

(1) 歳入

項 目		前 提 条 件	
1	地方 税	個人市民税 法人市民税	・平成15年度決算見込額をベースに経済成長率で推移すると見込む。
		固定資産税	・土地：平成15年度決算見込額で推移すると見込む。 ・家屋：過去の平均伸び率で見込む。3年ごとの評価替えを見込む。
		その他	・都市計画税は、固定資産税に準じて見込む。 ・事業所税は、合併後、数年間、不均一課税を考慮する。 ・その他の税目は、平成15年度決算見込み額で推移すると見込む。
2	地方譲与税 自動車重量譲与税 地方道路譲与税	・平成15年度決算見込み額で推移すると見込む。	
3	利子割交付金	・平成20年度までは、平成15年度決算見込み額をベースに、毎年40%減額すると見込む。 ・平成21年度以降は、平成20年度同額で推移すると見込む。	
4	地方消費税交付金	・平成15年度決算見込額をベースに経済成長率で推移すると見込む。	
5	ゴルフ場利用税交付金	・平成15年度決算見込み額で推移すると見込む。	
6	自動車取得税交付金	・平成15年度決算見込額をベースに経済成長率で推移すると見込む。	
7	国有提供施設等所在 市町村助成交付金	・平成15年度決算見込み額で推移すると見込む。	
8	地方特例交付金	〃	
9	地方 交付 税	普通交付税	・平成18年度までの3年間は、平成15年度決算見込み額をベースに、毎年15%減額すると見込み、平成19年度以降は、平成18年度同額で推移すると見込む。 ・合併補正として、30億円を見込む。 ・合併特例事業（標準全体事業費501億円）の合併特例債の償還年度に、元利償還分の70%を見込む。 ・基金造成額（標準基金規模40億円）の償還年度に、元利償還分の70%を見込む。
		特別交付税	・平成15年度決算見込み額で推移すると見込む。 ・特別交付税措置として、6億9千万円を見込む。
10	交通安全対策特別交付金	・平成15年度決算見込み額で推移すると見込む。	
11	分担金及び負担金	〃	
12	使用料及び手数料	・平成15年度決算見込み額で推移すると見込む。	
13	国庫支出金	・消費的経費分は、今後の推計伸び率2%として見込む。 ・投資的経費分は、歳出の投資的経費確定額の15%で見込む。 ・3町の生活保護費負担金を見込む。 ・合併市町村補助金として、6億9千万円を見込む。	

項 目		前 提 条 件
14	県支出金	<ul style="list-style-type: none"> ・消費的経費分は、今後の推計伸び率2%として見込む。 ・投資的経費分は、歳出の投資的経費確定額の5%で見込む。 ・県特別交付金として、7億円を見込む。
15	財産収入	<ul style="list-style-type: none"> ・平成15年度決算見込み額で推移すると見込む。
16	寄付金	”
17	繰入金	<ul style="list-style-type: none"> ・減債基金繰入金は、積み立てを行った財源対策債の償還分の取崩しを見込む。
18	繰越金	<ul style="list-style-type: none"> ・平成15年度当初予算額で推移すると見込む。
19	諸収入	<ul style="list-style-type: none"> ・平成15年度決算見込み額で推移すると見込む。
20	地方債	<ul style="list-style-type: none"> ・投資的経費分は、歳出の投資的経費確定額の30%で見込む。 ・減税補てん債は、平成15年度決算額で推移すると見込む。 (但し、先行減税分は、見込まない。) ・臨時財政対策債は、同制度が今後も継続するものとし、普通交付税と同様に、平成18年度までは、平成15年度決算見込み額をベースに、毎年15%減額すると見込み、平成19年度以降は、平成18年度同額で推移すると見込む。 ・合併特例事業(501億円)の合併特例債充当率95%を計上する。 ・基金造成額(40億円)の充当率95%の38億円を計上する。

(2) 歳出

項 目		前 提 条 件
1	人件費	<ul style="list-style-type: none"> ・議員、委員報酬は、平成15年度決算見込み額で推移すると見込む。 ・職員給与費は、それぞれの定員計画に基づき、年度ごとの職員数により見込む。
2	物件費	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の平均伸び率1.5%により見込む。
3	維持補修費	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の平均伸び率1.0%により見込む。
4	扶助費	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の平均伸び率2.0%により見込む。
5	補助費等	<ul style="list-style-type: none"> ・平成15年度決算見込み額で推移すると見込む。
6	投資的経費	<ul style="list-style-type: none"> ・歳入総額から投資的経費を除く歳出額を差し引いた額を見込む。 ・合併特例事業は、標準全体事業費501億円を計上する。
7	公債費	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の借入分は、年次償還計画により見込む。 ・新規借入分は、建設事業の30%に対する償還を、3年据置で15年償還で算出する。 ・臨時財政対策債は、3年据置で20年償還、合併特例債は、1年据置で10年償還で算出する。
8	積立金	<ul style="list-style-type: none"> ・平成15年度決算見込み額で推移すると見込む。 ・合併後の基金造成として標準基金規模40億円を計上する。
9	出資金、貸付金	<ul style="list-style-type: none"> ・平成15年度決算見込み額で推移すると見込む。
10	繰出金	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の平均伸び率2.0%により見込む。
11	予備費	<ul style="list-style-type: none"> ・計上しない。

資 料 編

1 新市の概況

(1) 位置と地勢

気 候

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
気 温()	4.0	5.2	9.4	14.1	16.7	20.0	26.3	26.4	21.3	16.3	7.9	3.7
降水量(mm)	107.0	21.0	121.0	69.0	107.0	96.0	321.0	304.0	157.0	180.0	30.0	58.0

出典：宇都宮地方気象台「平成14年栃木県気象年報」

(3) 人口・世帯数

外国人登録人口

平成14年12月末現在(単位：人)

	合 計	中国	韓国又は朝鮮	ブラジル	フィリピン	タイ	ペルー	米 国	ヴェトナム	イラン	英 国	インドネシア	スリ・ランカ	オーストラリア	インド	スウェーデン	その他		
新市(合計)	8,120	2,487	1,369	1,260	866	699	330	215	96	78	70	57	53	50	39	5	446		
内 訳	宇都宮	7,714	2,392	1,320	1,207	805	645	291	209	96	72	69	53	45	49	28	5	428	
	上三川	178	34	20	44	14	24	4	4		3	1	3	8		11		8	
	上河内	57	18	2		22	8		1										6
	河 内	171	43	27	9	25	22	35	1		3		1		1				4
栃木県全体	30,721	5,506	3,191	8,753	3,284	1,501	3,828	460	562	309	137	320	357	95	162	17	2,239		
新市内訳(%)	100.00	30.63	16.86	15.52	10.67	8.61	4.06	2.65	1.18	0.96	0.86	0.70	0.65	0.62	0.48	0.06	5.49		
県内訳(%)	100.00	17.92	10.39	28.49	10.69	4.89	12.46	1.50	1.83	1.01	0.45	1.04	1.16	0.31	0.53	0.06	7.29		
県に占める割合(%)	26.4	45.2	42.9	14.4	26.4	46.6	8.6	46.7	17.1	25.2	51.1	17.8	14.8	52.6	24.1	29.4	19.9		

出典：栃木県国際交流課「栃木県外国人登録市町村別・国籍別人員調査表」

(5) 経 済

産業別事業所数

平成13年10月1日現在(単位：所)

	総 数	農林漁業	鉱 業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	運輸・通信業	卸売・小売業・飲食店	金融・保険業	不動産業	サービス業	
新 市(合計)	24,728	51	19	2,579	1,632	7	548	11,018	476	951	7,447	
内 訳	宇都宮	22,468	31	11	2,207	1,390	6	440	10,194	453	892	6,844
	上三川	1,089	4	3	211	104	1	72	376	11	38	269
	上河内	300	9	5	50	55		10	89	1	2	79
	河 内	871	7		111	83		26	359	11	19	255
栃木県全体	100,562	427	123	12,077	13,082	38	2,425	40,637	1,359	3,733	26,661	
新市内訳(%)	100.00	0.21	0.08	10.43	6.60	0.03	2.22	44.56	1.92	3.85	30.12	
県内訳(%)	100.00	0.42	0.12	12.01	13.01	0.04	2.41	40.41	1.35	3.71	26.51	
県に占める割合	24.6%	11.9%	15.4%	21.4%	12.5%	18.4%	22.6%	27.1%	35.0%	25.5%	27.9%	

出典：「平成13年事業所・企業統計調査」

産業別従事者数（民営）

平成13年10月1日現在（単位：人）

	総数	農林漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	運輸・通信業	卸売・小売業・飲食店	金融・保険業	不動産業	サービス業	
新市(合計)	252,039	526	135	22,759	52,218	902	13,585	81,761	9,205	3,022	67,926	
内訳	宇都宮	225,141	288	91	20,253	40,368	878	11,466	75,967	9,026	2,895	63,909
	上三川	15,442	68	16	1,333	7,902	24	1,329	2,773	75	68	1,854
	上河内	3,135	91	28	428	1,358		179	511	1	12	527
	河内	8,321	79		745	2,590		611	2,510	103	47	1,636
栃木県全体	874,088	4,101	1,416	78,789	250,508	2,519	42,625	244,304	19,806	9,079	220,941	
新市内訳(%)	100.00	0.21	0.05	9.03	20.72	0.36	5.39	32.44	3.65	1.20	26.95	
県内訳(%)	100.00	0.47	0.16	9.01	28.66	0.29	4.88	27.95	2.27	1.04	25.28	
県に占める割合	28.8%	12.8%	9.5%	28.9%	20.8%	35.8%	31.9%	33.5%	46.5%	33.3%	30.7%	

出典：「平成13年事業所・企業統計書」

製造品出荷額等（従業員4人以上の事業所）

平成13年12月31日現在

	事業所数（所）	従事者数（人）	製造品出荷額等（万円）	生産額（万円）
新市（合計）	756	40,935	211,853,239	212,314,552
内訳	宇都宮	607	29,462	138,871,753
	上三川	62	7,631	64,559,419
	上河内	39	1,246	2,773,653
	河内	48	2,596	5,648,414
栃木県全体	6,029	203,840	765,747,596	764,883,349
県に占める割合	12.5%	20.1%	27.7%	27.8%

出典：「平成13年工業統計調査」

年間商品販売額

平成14年6月1日現在

	商店数（店）			従事者数（人）			年間商品販売額（万円）			
	総数	卸売業	小売業	総数	卸売業	小売業	総数	卸売業	小売業	
新市（合計）	6,867	2,044	4,823	55,617	21,649	33,968	283,491,225	218,346,233	65,144,992	
内訳	宇都宮	6,283	1,929	4,354	51,680	20,609	31,071	272,405,251	212,413,548	59,991,703
	上三川	275	69	206	2,041	635	1,406	5,724,641	3,069,816	2,654,825
	上河内	72	9	63	435	192	243	1,808,123	1,501,627	306,496
	河内	237	37	200	1,461	213	1,248	3,553,210	1,361,242	2,191,968
栃木県全体	26,936	5,606	21,330	171,067	47,152	123,915	564,646,041	356,165,238	208,480,803	
新市内訳(%)	100.0	29.8	70.2	100.0	38.9	61.1	100.0	77.0	23.0	
県内訳(%)	100.0	20.8	79.2	100.0	27.6	72.4	100.0	63.1	36.9	
県に占める割合	25.5%	36.5%	22.6%	32.5%	45.9%	27.4%	50.2%	61.3%	31.2%	

出典：「平成14年商業統計調査速報」

農業粗生産額

平成12年12月末現在（単位：千万円）

	総額	米	野菜	畜産	その他	
新市（合計）	2,791	1,200	793	275	523	
内訳	宇都宮	1,592	659	370	161	402
	上三川	624	180	334	73	37
	上河内	277	181	53	15	28
	河内	298	180	36	26	56
栃木県全体	27,464	9,484	6,499	8,074	3,407	
新市内訳(%)	100.0	43.0	28.4	9.9	18.7	
県内訳(%)	100.0	34.5	23.7	29.4	12.4	
県に占める割合	10.2%	12.7%	12.2%	3.4%	15.4%	

出典：農林水産省「平成12年生産農業所得統計」

2 新市の社会経済の見通し

(1) 人口の見通し

総人口

(人)

		1985 昭60	1990 平2	1995 平7	2000 平12	2003 平15	2006 平18	2011 平23	2014 平26
総人口		464,780	492,462	504,915	516,981	525,150	531,564	539,604	540,218
地域の人口	宇都宮地域	405,375	426,795	435,357	443,808	449,664	453,767	458,067	456,642
	上三川地域	25,229	27,300	27,700	29,421	30,770	31,659	32,994	33,706
	上河内地域	7,910	8,284	9,242	9,442	9,437	9,498	9,592	9,653
	河内地域	26,266	30,083	32,616	34,310	35,279	36,641	38,951	40,216

年齢構造

年齢3区分別人口の推移

(人・%)

		1985 昭60	1990 平2	1995 平7	2000 平12	2003 平15	2006 平18	2011 平23	2014 平26
人口	15歳未満	108,777	96,684	85,367	79,589	78,410	77,906	76,325	74,082
	15～64歳	316,089	345,382	357,309	362,034	362,858	360,899	355,022	343,400
	65歳以上	39,902	49,561	61,135	74,962	83,486	92,759	108,257	122,736
構成比	15歳未満	23.4%	19.7%	16.9%	15.4%	14.9%	14.7%	14.1%	13.7%
	15～64歳	68.0%	70.3%	70.9%	70.1%	69.1%	67.9%	65.8%	63.6%
	65歳以上	8.6%	10.1%	12.1%	14.5%	15.9%	17.5%	20.1%	22.7%

地域別年齢3区分別人口構成比の推移

(%)

		1985 昭60	1990 平2	1995 平7	2000 平12	2003 平15	2006 平18	2011 平23	2014 平26
宇都宮	15歳未満	23.3%	19.4%	16.6%	15.2%	14.7%	14.5%	13.9%	13.4%
	15～64歳	68.2%	70.6%	71.3%	70.3%	69.2%	67.9%	65.7%	63.5%
	65歳以上	8.5%	10.0%	12.1%	14.6%	16.0%	17.6%	20.3%	23.1%
上三川	15歳未満	23.5%	20.8%	19.7%	17.9%	17.5%	17.0%	16.4%	16.2%
	15～64歳	67.2%	68.8%	68.0%	68.2%	68.1%	67.8%	67.4%	66.0%
	65歳以上	9.2%	10.3%	12.3%	14.0%	14.5%	15.2%	16.2%	17.8%
上河内	15歳未満	20.3%	19.2%	18.8%	16.1%	14.7%	13.8%	13.2%	13.6%
	15～64歳	65.2%	63.4%	62.6%	63.7%	64.5%	65.1%	65.1%	62.6%
	65歳以上	14.5%	17.4%	18.6%	20.1%	20.8%	21.2%	21.7%	23.9%
河内	15歳未満	26.0%	22.3%	18.9%	16.2%	15.3%	15.1%	15.0%	15.0%
	15～64歳	65.9%	68.5%	70.4%	70.9%	70.3%	68.8%	65.5%	62.3%
	65歳以上	8.1%	9.2%	10.7%	12.9%	14.4%	16.2%	19.5%	22.7%

世帯数

世帯数の推移

(世帯)

		1985 昭60	1990 平2	1995 平7	2000 平12	2003 平15	2006 平18	2011 平23	2014 平26
総世帯数		143,102	161,944	176,269	189,684	196,993	204,370	214,941	219,211
地域の世帯数	宇都宮地域	127,808	143,340	156,415	167,494	173,496	179,437	187,822	190,986
	上三川地域	6,706	8,182	7,885	8,888	9,550	10,137	11,016	11,460
	上河内地域	1,783	2,008	2,335	2,516	2,601	2,714	2,872	2,970
	河内地域	6,805	8,414	9,634	10,786	11,342	12,094	13,252	13,875

世帯人員の推移

(人)

		1985 昭60	1990 平2	1995 平7	2000 平12	2003 平15	2006 平18	2011 平23	2014 平26
世帯人員数		3.25	3.04	2.86	2.73	2.67	2.60	2.51	2.46
地域 世帯 人員 数	宇都宮地域	3.17	2.98	2.78	2.65	2.59	2.53	2.44	2.39
	上三川地域	3.76	3.34	3.51	3.31	3.22	3.12	3.00	2.94
	上河内地域	4.44	4.13	3.96	3.75	3.63	3.50	3.34	3.25
	河内地域	3.86	3.58	3.39	3.18	3.11	3.03	2.94	2.90

交流人口（昼間人口）

昼間人口の推移

(人)

		1985 昭60	1990 平2	1995 平7	2000 平12	2003 平15	2006 平18	2011 平23	2014 平26
昼間人口		489,563	520,274	535,484	546,451	559,567	566,552	572,872	571,758
地域 昼間 人口	宇都宮地域	435,857	464,168	479,006	486,477	495,769	501,893	506,943	505,437
	上三川地域	29,515	30,967	29,597	29,710	30,306	30,557	30,596	30,418
	上河内地域	6,772	7,152	7,903	7,885	7,893	7,905	7,938	7,960
	河内地域	20,742	22,297	23,808	25,526	25,598	26,198	27,395	27,943

昼夜間人口比率の推移

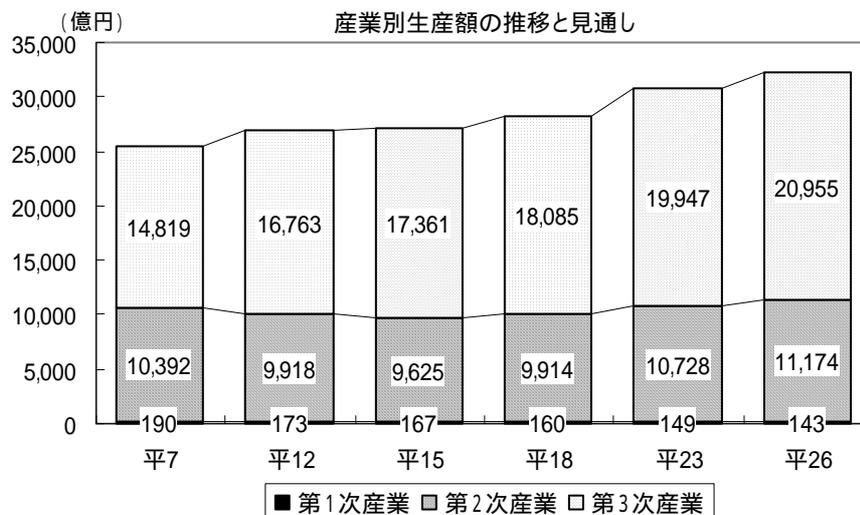
(%)

		1985 昭60	1990 平2	1995 平7	2000 平12	2003 平15	2006 平18	2011 平23	2014 平26
昼夜間人口比		105.3%	105.6%	106.1%	105.7%	106.6%	106.6%	106.2%	105.8%
地域 夜間 人口 比	宇都宮地域	107.5%	108.8%	110.0%	109.6%	110.3%	110.6%	110.7%	110.7%
	上三川地域	117.0%	113.4%	106.8%	101.0%	98.5%	96.5%	92.7%	90.2%
	上河内地域	85.6%	86.3%	85.5%	83.5%	83.6%	83.2%	82.8%	82.5%
	河内地域	79.0%	74.1%	73.0%	74.4%	72.6%	71.5%	70.3%	69.5%

(2) 経済の見通し

経済規模

市内総生産額の推移



地域別産業別総生産額の構成比の推移

(%)

		1995 平7	2000 平12	2003 平15	2006 平18	2011 平23	2014 平26
宇都宮	第1次産業	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%
	第2次産業	38.4%	33.5%	31.9%	31.7%	31.4%	31.4%
	第3次産業	61.1%	66.1%	67.7%	68.0%	68.2%	68.3%
上三川	第1次産業	2.3%	1.8%	1.8%	1.7%	1.5%	1.4%
	第2次産業	73.6%	74.8%	73.3%	72.4%	70.9%	70.2%
	第3次産業	24.1%	23.4%	25.0%	26.0%	27.6%	28.5%
上河内	第1次産業	5.2%	5.0%	4.5%	4.0%	3.3%	3.0%
	第2次産業	53.4%	53.5%	54.6%	55.4%	56.2%	56.7%
	第3次産業	41.4%	41.5%	41.0%	40.6%	40.5%	40.3%
河内	第1次産業	3.3%	2.6%	2.3%	2.0%	1.5%	1.3%
	第2次産業	38.0%	37.8%	38.9%	39.7%	40.2%	40.6%
	第3次産業	58.8%	59.6%	58.8%	58.3%	58.3%	58.0%

就業人口の見通し

産業別就業者数及び構成比の推移

単位:人

		1985 昭60	1990 平2	1995 平7	2000 平12	2003 平15	2006 平18	2011 平23	2014 平26
就業者数	第1次産業	17,330	14,183	12,207	10,021	9,337	8,618	7,571	7,020
	第2次産業	82,414	92,231	89,705	85,406	85,640	84,630	82,240	80,314
	第3次産業	149,176	167,629	185,784	192,393	198,513	201,340	203,235	202,442
	合計	248,910	274,043	287,696	287,820	293,490	294,588	293,047	289,775
構成比	第1次産業	7.0%	5.2%	4.2%	3.5%	3.2%	2.9%	2.6%	2.4%
	第2次産業	33.1%	33.7%	31.2%	29.7%	29.2%	28.7%	28.1%	27.7%
	第3次産業	59.9%	61.2%	64.6%	66.8%	67.6%	68.3%	69.4%	69.9%

協議第 2 号

地域自治制度について

地域自治制度の次の事項について，別紙のとおり協議を求める。

平成 1 6 年 3 月 1 日提出

宇都宮地域合併協議会
会 長 福 田 富 一

- ・ 住民代表組織の設置

住民代表組織の設置について

地域自治制度の一環として、住民自治の拡充を目的とした地域住民の代表による組織を制度化するに当たり、その名称、所掌事項、選出方法、任期等について定めていくものです。

1 任意協議会（平成 15 年 11 月 4 日）において示した骨格 （別紙参照）

（1）概要

- ・ 地域の総意の形成とこれを行政へ反映させる役割、また、地域づくりの核として役割を担う。
- ・ 地域行政機関との“協議機関”とする。
- ・ 今後とも住民自治のさらなる拡充に向け、制度的な見直しを行う。

（2）法的位置付け

諮問機関として位置付け、制度的に保障する。

（3）組織構成

- ・ 地域の総意が反映できるような組織構成とし、定数は、一定の基準を定める。
- ・ 選出方法は、団体推薦制や公募制など幅広い方法で選出する。
- ・ 任期は、一定の活動成果が期待できる期間とする。
- ・ 報酬は、条例に定めた額を支払う。（日額報酬）

2 住民代表組織に係る条例の概要

（1）目的

個性と活気あふれる魅力ある地域づくりを地域が主体となって行うことを通して、地方分権時代にふさわしい自立した地域社会を形成していくために、住民の意向を行政に反映させる役割を担う地域住民の代表による組織を、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関として位置付け、地域住民と行政との真のパートナーシップを構築し、もって住民自治の拡充に寄与することを目的とする。

(2) 名称

この住民代表による組織を（仮称）地域自治協議会と称する。

名称について

- ・ 地方制度調査会最終答申における名称（「地域協議会」）をベースに，住民自治の拡充という目的を加味し，名称は「（仮称）地域自治協議会」とします。
- ・ 住民代表組織は，協議機関（諮問機関）として制度化していくものであるため，名称は，3組織とも（仮称）地域自治協議会に統一します。

(3) 設置

市長及び地域行政機関の長の諮問機関として（仮称）地域自治協議会を次の区域に設置する。

名 称	区 域
（仮称）上三川地域自治協議会	《所管する区域》
（仮称）上河内地域自治協議会	《所管する区域》
（仮称）河内地域自治協議会	《所管する区域》

(4) 所掌事項

（仮称）地域自治協議会の所掌事項は，次のとおりとする。

地域の施策・事務事業等の立案への参画

地域住民の意見の集約などを踏まえ，地域の新規施策・事務事業等の立案に参画する。

全市的計画の策定への参画（当該地域の関連部分）

- ・ 総合計画基本構想・基本計画の策定に際し，地域別の計画など，当該地域に関連する部分について，原案の策定に参画する。
- ・ 各種部門計画の策定に際し，地域計画など，当該地域に関連する部分について，原案の策定に参画する。

当該地域に係る市町建設計画，総合計画の執行状況等について，市長の諮問に応じて審議し，答申すること。また，市長に意見を述べること。（市町建設計画に係る事項は，計画期間（10年間）の終了までとなる。）

その他の重要な事項

その他，当該地域に関して，重要と認められる事項について市長に意見を述べること。

地域行政機関の長及び市長との関係

- ・ 地域づくりに関する事項については、地域が主体となって行うことが望ましいこと、また、市政における地域行政機関の権限を向上させるという観点から、地域行政機関の長との協議事項とし、当該地域に関する全市の方針などの重要事項については、市長に答申・建議できるものとします。

・ 地域づくりに関する所掌事項 地域行政機関の長と協議	, の所掌事項
・ 合併特例法における地域審議会と しての所掌事項 市長に答申・建議	, の所掌事項

- ・ ただし、地域を担当する特別職を、権限を持つ職として配置する場合、その設置期間においては、地域づくりに関する所掌事項は、地域を担当する特別職との協議事項とします。

(5) 組織

- ・ (仮称)地域自治協議会は、委員20人以内をもって組織する。
- ・ 委員は、設置区域に住所を有する者及び設置区域内の事業所等に勤務する者で、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。
 - 各種団体から推薦された者
 - 地元企業やNPO等から推薦された者
 - 学識経験者
 - 公募により選任された者

委員の定数について

- ・ (仮称)地域自治協議会の定数については、委員の発言機会を確保し、効果的に会の運営を行うため、また、現在の3町の議員定数(上三川町20人、上河内町16人、河内町20人)を考慮し、「委員20人以内」と定めます。
- ・ ただし、地域の人口等に差異があることから、その実情に即して若干の減員をすることについては差し支えないものとします。

委員の選任について

委員の選任についての事務は、地域の実情に精通した地域行政機関の長が行うものとします。

委員の構成について

委員構成については、地域の実情に応じて定めることとなりますが、組織をより適切で機能的なものにするために、次のような構成を目標とします。

各種団体から推薦された者 【10人程度】	<ul style="list-style-type: none">・ 自治会、経済団体、PTAなどから推薦された者。ただし、組織の活性化の観点から、委員全体において、団体推薦が大部分を占めることがないよう留意する必要がある。・ 必ずしも役員を推薦するということではなく、若手を登用するなどにより、年齢層等に偏りがでないことが望ましい。
地元企業、NPO等 【3人程度】	<ul style="list-style-type: none">・ 地元企業は、地域の構成員として重要なメンバーであり、地域振興に際し、地域への社会貢献の観点から、その役割の発揮が求められる。・ NPO等は、基本的には区域を限定せずに活動する団体であるが、地域環境・地域福祉活動など、地域活動に重要な役割を担い、その高い専門性等を地域づくりに生かすことができる。
学識経験者 【3～4人程度】	<ul style="list-style-type: none">・ 学識や経験に基づき若干名を選任。
公募により選任された者 【3～4人程度】	<ul style="list-style-type: none">・ 2人（10％）以上・ 誰にでも参加できる機会を提供し意欲ある住民の意見を広く取り入れることができる。

委員の年齢について

委員は、地域の総意をより適切に反映させるため、幅広い年齢層から選出することが望ましく、地域の活性化の観点からも、若者の地域参加が求められることから、地域の将来を担う年齢層も選任することについて、検討していきます。

委員の準公選による選出について

各種団体等からの推薦制は、準公選的な意味合いを持つことから、上記の選出方法を採用のものとしますが、準公選制については、地域の代表性や正統性をより向上させる方法であることから、将来的な課題とし、住民自治の熟度等を踏まえ検討していきます。

(6) 委員の任期

委員の任期は、3年とし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

委員の任期について

- ・ (仮称)地域自治協議会の役割は、地域づくりに関するものなど、一定期間の議論や活動の蓄積を経て、成果をあげることができるものであることから、一般的な審議会の委員の任期(2年とするものが多数を占める)と比較し、ある程度長期に設定する必要があるとともに、より多くの地域住民の参画を得るといった観点や委員の固定化を防止するという観点とのバランスを考慮し、委員の任期を3年とします。
- ・ ただし、組織の継続性を確保し、委員の交代を円滑に行うため、委員の在任年数の限度を2期6年とし、その期間内は再任できるものとします。

(7) 会務・会議の運営

ア 会長

- ・ (仮称)地域自治協議会に、会長を置く。
- ・ 会長は、委員の互選とする。
- ・ 会長は、会務を総理し、(仮称)地域自治協議会を代表する。
- ・ 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、委員が互選した者がその職務を代理する。

イ 会議の運営

- ・ (仮称)地域自治協議会の会議は、会長が招集する。
- ・ 会長は、会議の議長となる。
- ・ (仮称)地域自治協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- ・ (仮称)地域自治協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(8) 報酬

委員の報酬は、条例により定められた会議開催に伴う日額報酬を支払いますが、住民自治の拡充の観点から、自主性に基づいた活動を期待するため、適正な日額報酬の額を設定していきます。

3 今後の取組

(1) 住民自治活動との関係

(仮称)地域自治協議会は、地域住民の意見を行政に反映する代表であるとともに、自らが住民自治の活動についてもその主体であることが望ましいことから、協議機関と住民自治活動の実行主体とが連携できる体制とすることを目指し、必要な育成・支援を行います。

(2) 代表性の確保

- ・ (仮称)地域自治協議会は、地域の総意を形成し、行政へ反映させていく重要な役割を担うことから、より地域住民の代表性を高めるための仕組みとして、例えば、100人委員会制などが考えられますが、(仮称)地域自治協議会を大規模なものとするについては、住民自治の現状や組織運営を考慮すると、現時点においては困難と言わざるを得ません。
- ・ そのため、(仮称)地域自治協議会の下に参加制限を設けない部会を設置し、こうした住民参加の会議による議論を(仮称)地域自治協議会に取り込むなど、地域の自主性を尊重した取組ができるよう、将来的に検討していきます。

(3) 地域自治制度と自治基本条例制定への取組

- ・ 自治基本条例は、自治体運営の基本原則や住民参加のルールなどを定める条例であり、住民自治の拡充を目的とした地域自治のあり方についても、その大きな要素の一つと考えられます。そのため、地域自治制度を自治基本条例に位置付けることにより、その恒久性を高めることについて、検討する必要があります。
- ・ 自治基本条例は、合併後、新市全体の住民の参画を基盤とし、議論を重ねながら、速やかに策定することを目指します。

地域自治制度の構築について

第4回宇都宮地域合併協議会（平成15年11月4日）報告資料 住民代表組織部分

住民代表組織の全体像

- ・ 住民代表組織は、地域の総意を形成し行政に反映していくとともに、地域が主体となった地域づくりの核としての役割を担います。
- ・ 住民代表組織は、自主的かつ積極的に、より良い地域づくりや地域課題の解決を行うため、地域行政機関との“協議機関”，すなわちパートナーとして、地域住民や住民組織などとの連携が求められています。
- ・ このように、住民代表組織は、住民自治の拡充において極めて重要な役割を担うことから、その役割を十分に果たすことができるよう、住民組織（コミュニティ組織）の熟度などを念頭に、制度を構築していきます。
- ・ 住民代表組織は、新市における住民自治の熟度や国における「地域自治組織」の検討状況を睨みながら、今後とも住民自治のさらなる拡充に向け、制度的な見直しを行います。

(1) 法的位置付け

- ・ 住民代表組織は、地域づくりのための組織として、より意欲的な取組がなされるよう、その位置付けを明確なものとしします。
- ・ 住民代表組織は、地方自治法に基づき条例の定めるところにより、諮問機関として位置付け、制度的に保障します。

(2) 具体的な役割

住民代表組織は、主として次に掲げる事項について、役割・機能を有します。

当該地域の施策・事務事業等の立案への参画

当該地域に関する計画の策定への参画

市町建設計画の執行状況に対し意見を述べるなど、合併特例法における「地域審議会」の役割

(3) 組織構成

ア 基準

全市共通の一般的な基準を作成し、具体的には、地域行政機関が地域の実情に応じて運用します。

イ 構成及び定数

- ・ 住民代表組織は、地域の総意が反映できるような組織構成としていきます。
- ・ 住民代表組織の構成員の定数は、地域の人口規模や旧町の議員数などを参考にしながら、一定の基準を定めます。

ウ 選出方法

住民代表組織の構成員の選出については、自治会やPTAなど地域の各種団体の推薦を受けた者を任命する団体推薦制や公募の住民の中から選出する公募制など、幅広い方法において選出し、住民代表性の向上に努めていきます。

エ 任期

住民代表組織の構成員の任期は、一定の活動成果が期待できる期間とします。

オ 報酬

住民代表組織は、諮問機関として位置付けられることから、構成員には、条例に定められた報酬を支払うものとします。

第 2 回

宇都宮地域合併協議会 参 考 資 料

協定項目	一般職の職員の身分の取扱い			所管専門部会名	総務専門部会
調整の方向性	1 一般職の職員（教育長を除く）は、すべて宇都宮市の職員として引き継ぐものとし、職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、適正化に努めるものとする。 2 職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、宇都宮市の職員と不均衡が生じないよう公正に取扱うものとし、その細目は、1市3町の長が別に協議して定める。				
現 状 ・ 課 題 ・ 対 応					
	宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考
職員数					
（合計）	3,743 人	248 人	114 人	234 人	平成 15 年 4 月 1 日現在
（行政職）	2,461 人	204 人	99 人	186 人	
（消防職）	436 人	一部事務組合で対応	宇都宮市へ委託	宇都宮市へ委託	
（技労職）	846 人	44 人	15 人	48 人	
職員定数	4,077 人	248 人	120 人	250 人	平成 15 年 4 月 1 日現在
平均年齢	43 歳 9 月	43 歳 2 月	43 歳	41 歳 10 月	平成 15 年度地方公務員給与実態調査
平均給料月額	378,000 円	370,200 円	345,700 円	337,700 円	
職員一人当り人口	119.1 人	122.9 人	85.7 人	150.2 人	平成 15 年 4 月 1 日現在

一般職の職員の身分の取扱い

(1) 先進事例

ア 新潟市の例（平成 13 年 1 月 1 日 編入 1 市 1 町）

黒埼町の定数内の職員は、すべて新潟市の職員として引き継ぐものとする。

職員の任免，給与その他の身分の取扱いについては，新潟市の職員と不均衡が生じないよう公正に取扱うものとし，その細目は，両市町の長が協議して定める。

イ 大船渡市（平成 13 年 11 月 15 日 編入 1 市 1 町）

三陸町の一般職の職員は，すべて大船渡市の職員として引き継ぐ。

職員の任免，給与その他身分の取扱いについては，大船渡市の職員との均衡を考慮して公正に取り扱うものとし，その細目は，両市町の長が別に定めるものとする。

定員適正化計画を策定し，定員管理の適正化に努める。

ウ 長野市の例（平成 17 年 3 月合併予定 編入 1 市 1 町）

豊野町の一般職の職員は，すべて長野市の職員として引き継ぐものとする。

なお，職員の任命，給与その他の身分の取扱いについては，長野市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱う。

(2) 関係法令

市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）

第 9 条 合併関係市町村は，その協議により，市町村合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。

2 合併市町村は，職員の任免，給与その他の身分の取扱いに関しては，職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。

協定項目	条例，規則等の取扱い			所管専門部会名	総務専門部会
調整の方向性	宇都宮市の条例，規則等を適用する。ただし，事務事業の取扱い等についての調整結果を踏まえ，条例，規則等の新規制定，一部改正等が必要なものについては，所要の措置を行うものとする。				
現 状 ・ 課 題 ・ 対 応					
宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考	
1 条例数 250 2 規則数 327 3 訓令数 144 4 告示要綱数 138	1 条例数 170 2 規則数 183 3 訓令数 40 4 告示要綱数 28	1 条例数 182 2 規則数 219 3 訓令数 161 4 告示要綱数 28	1 条例数 135 2 規則数 150 3 訓令数 64 4 告示要綱数 80	平成15年4月1日現在	

条例，規則等の取扱い

(1) 先進事例

ア さいたま市の例（平成13年5月1日合併 新設 3市）

条例・規則については，各協議項目の調整方針に基づき統一を図り，新市における事務事業に支障きたさぬよう，整備するものとする。

イ 福山市の例（平成15年2月3日合併 編入 1市1町）

福山市の条例及び規則を適用するものとする。ただし，各種協議事項等の調整方針と関係する条例及び規則については，その調整を踏まえて規定の整理を行うものとする。

ウ 静岡市の例（平成15年4月1日合併 新設 2市）

各協議項目の協議結果を踏まえて統一を図り，新市の事務事業が円滑に執行できるよう新設整備するものとする。

エ 秋田市の例（平成17年1月11日合併予定 編入 1市2町）

秋田市の条例，規則等を適用する。ただし，各種事業等の調整方針と関係する条例，規則等については，その調整を踏まえて所要の改正等を行うものとする。

オ 前橋市の例（平成16年12月5日合併予定 編入 1市1町2村）

前橋市の条例，規則等を適用する。ただし，事務事業の取扱い等の協議結果を踏まえ，合併と同時に所要の改正等を行うものとする。

カ 甲府市の例（期日未定 編入 1市1町2村）

甲府市の条例及び規則を適用する。ただし，必要に応じて所要の改正等を行う。

キ 長野市の例（平成17年3月合併予定 編入 1市1町）

長野市の条例，規則等を適用するものとする。ただし，各種行政制度・事務事業の調整内容を踏まえ，条例，規則等の新規制定，一部改正等を行うものとする。

ク 岐阜市の例（平成17年3月合併予定 編入 2市4町）

岐阜市の条例・規則等を適用するものとする。ただし，各種事務事業等の調整方針と関係する条例・規則等については，その調整を踏まえて規定の整理を行うものとする。

ケ 鹿児島市の例（平成16年11月1日合併予定 編入 1市5町）

鹿児島市の条例，規則等を適用する。ただし，各種事務事業の調整内容を踏まえ，条例，規則等の新規制定，一部改正等が必要なものについては，所要の措置を行うものとする。

（2）関係法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第2条 略

2 普通地方公共団体は，地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。

3～17 略

第14条 普通地方公共団体は，法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し，条例を制定することができる。

2 普通地方公共団体は，義務を課し，又は権利を制限するには，法令に特別の定めがある場合を除くほか，条例によらなければならない。

3 略

第15条 普通地方公共団体の長は，法令に違反しない限りにおいて，その権限に属する事務に関し，規則を制定することができる。

2 略

協定項目	慣行の取扱い	所管専門部会名	総務専門部会
調整の方向性	宇都宮市の制度に統一する。 なお、各町の慣行については、各地域において引き続き継承していく。		
現 状 ・ 課 題 ・ 対 応			
1 市町章について			
宇 都 宮 市		上 三 川 町	
明治44年制定（昭和47年規格制定・告示）  宇都宮城が「亀が丘城」といわれたのにちなみ、亀甲形と宇都宮の「宮」の文字を図案化したもので、古い歴史を持つ郷土の万年にわたる栄光と限りない発展とを表徴するもの * 市章の規格制定（昭和47年）とあわせて市旗の規格を制定・告示	昭和43年制定  「上三川」を1字に抽象化し、円満のうちにも躍動感を表現したもので合併3町村が一つになり飛躍伸展しようとしているもの		
上 河 内 町		河 内 町	
昭和44年制定  羽黒山、鬼怒川の流れを図案化し、羽黒村、絹島村の合併により上河内村が誕生、円満一体のうちに、飛躍伸展しようとするもの	昭和42年制定  「河内」を図案化したもの。丸は平和を表し矢印は躍進を表している。		

2 市町民憲章について	
宇 都 宮 市	上 三 川 町
<p>昭和55年制定</p> <p>宇都宮市は、恵まれた自然と古い歴史に支えられ、二荒の森を中心に栄えてきたまちです。</p> <p>このふるさとに誇りをもち、みんなの力で豊かな未来を築くため、市民の誓いを定めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 健康で、心のふれあう明るいまちをつくります。 2 きまりを守り、活気あふれる楽しいまちをつくります。 3 学ぶことを大切にし、文化の薫る美しいまちをつくります 	<p>昭和51年制定</p> <p>わたくしたちは、上三川町民であることに誇りをもち、さらに、一層の発展をめざし、明るく住みよい郷土を築くため、この憲章を定めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一、心身をきたえ、教養を深め、文化の高い町をつくりましょう 一、郷土を愛し、環境をととのえ、住みよい町をつくりましょう 一、互いに励まし、心をふれあい、明るい町をつくりましょう 一、勤労をとうとび、産業をさかんにし、豊かな町をつくりましょう 一、きまりを守り、よい家庭を築き、平和な町をつくりましょう
上 河 内 町	河 内 町
<p>昭和60年制定</p> <p>わたくしたちは、秀麗な羽黒山と水清らかな鬼怒の流れの美しい自然にはぐくまれた郷土かみかわちをこよなく愛し、かみかわちが大きく飛躍し、いつまでも住み良い郷土であることを願って、この憲章を定めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 恵まれた自然を守り、美しい郷土を大切にします。 1 きまりを守り、互いに助け合う郷土をつくります。 1 勤労にはげみ、豊かな活力ある郷土を築きます。 1 歴史を尊び、文化あふれる郷土を育てます。 1 スポーツに親しみ、健康で明るい郷土をめざします。 	<p>昭和60年制定</p> <p>河内町は、水と緑に恵まれた、歴史と伝統に輝く町です。</p> <p>わたくしたちは、河内町民であることに誇りをもち、明るく住みよい郷土を築くため、この憲章を定めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. スポーツに親しみ、健康で明るい町をつくります。 1. 心の触れ合いを大切にし、住みよい町をつくります。 1. 教養を深め、文化のかおり高い町をつくります。

3 市町の歌について				
宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考
昭和31年制定 ・宇都宮の歌 ・宇都宮音頭	昭和52年制定 上三川町民の歌	平成6年 上河内町歌（音頭）	昭和53年制定 河内町音頭	
4 市町の木について				
宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考
昭和61年制定 イチョウ *緑化推奨木 トチノキ, キンモクセイ, ウメ モドキ, サザンカ 市制90周年記念事業の一環 として, 昭和61年に制定	昭和51年制定 イチョウ	昭和60年制定 ユズ	昭和53年制定 ツゲ	
5 市町の花について				
宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考
昭和45年制定 サツキ ・明治100年に当たる昭和43年に, 明治100年記念事業として選定 ・市制記念日の4月1日に市花を制定・告示	昭和51年制定 ユウガオ	昭和60年制定 ヤマツツジ	昭和53年制定 サギソウ	

6 市町の鳥について				
宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考
なし	昭和51年制定 シラサギ	昭和60年制定 ヒバリ	なし	
7 市町民の日について				
宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考
昭和61年制定 4月1日 *毎年市民の日事業を実施	なし	平成9年制定 7月1日	なし	

慣行の取扱い

(1) 先進事例

ア 新潟市の例（平成13年1月1日合併 編入 1市1町）

- 1 市民憲章は，新潟市の制度に統一する。
ただし，黒埼町民憲章は，黒埼地区の憲章として継承していく。
- 2 市民歌は，新潟市の制度に統一する。
ただし，黒埼町の町民歌については，黒埼地区の愛唱歌として伝承していく。
- 3 「市の木」「市の花」は，新潟市の制度に統一する。
ただし，黒埼町の木については，黒埼地区の推奨の木として伝承していく。
- 4 消防出初式は，新潟市の制度に統一する。
ただし，黒埼地区の出初式も別に実施する。
- 5 成人式は，新潟市の制度に統一する。

イ 福山市の例（平成15年2月3日合併 編入 1市1町）

内海町とのケース

福山市章，福山市民憲章及び福山市の「市の花」「市の木」を適用するものとする。
ただし，内海町の木である「ウバメガシ」については，推奨の木とするものとする。

新市町とのケース

福山市章，福山市民憲章及び福山市の「市の花」「市の木」を適用するものとする。

ただし，

新市町の花である「キク」については，福山市の「市の花」に追加するものとする。

新市町の木である「モッコク」については，推奨の木とするものとする。

ウ 静岡市の例（平成 15 年 4 月 1 日合併 新設 2 市）

慣行は，原則として新市において検討するものとする。

ただし，従来の実績等を勘案し，新市に引き継ぐべきものについては，新市において継続するものとする。

エ 秋田市の例（平成 17 年 1 月 11 日合併予定 編入 1 市 2 町）

慣行の取扱いについては，合併時に秋田市の制度に統一する。

ただし，両町の木，花，鳥は，それぞれの地域において継承していくよう努めるものとする。

オ 長野市の例（平成 17 年 3 月合併予定 編入 1 市 1 町）

1 市章，市の歌，市民憲章については，長野市の制度に統一する。

2 各種宣言については，当面長野市の制度に統一し，合併後に見直しを行うものとする。

3 市の木，市の花等については，市民の一体感を醸成するため，合併後，アンケート等の実施により新たに制定する。

カ 長崎市の例（平成 17 年 1 月 4 日合併予定 編入 1 市 6 町）

長崎市き章，長崎市の花及び木並びに長崎市歌を適用するものとする。

ただし，各町のき章，町章，町の花，木，花木，鳥及び魚並びに町民歌は，次のとおり取扱うものとする。

1 き章及び町章については，それぞれの地区のシンボルとして継承するものとする。

2 町の花，木，花木，鳥及び魚については，それぞれの地区の推奨の花，木，花木，鳥及び魚とするものとする。

3 町民歌については，それぞれの地区の愛唱歌として伝承していくものとする。

キ 鹿児島市の例（平成 16 年 11 月 1 日合併予定 編入 1 市 5 町）

1 市紋章については，鹿児島市の市紋章を用いるものとする。

2 市旗については，鹿児島市の旗を用いるものとする。

3 市民歌については，鹿児島市の市民歌を用いるものとする。

4 市民憲章については，鹿児島市の市民憲章を用いるものとする。

5 名誉市民については，鹿児島市の制度に統合するものとする。

6 市木・市花については，鹿児島市の市木・市花を用いるものとする。

協定項目	介護保険事業の取扱い						所管専門部会名	保健福祉専門部会		
調整の方向性	1 第1号被保険者の保険料については、合併年度及び平成17年度は不均一賦課とし、平成18年度からは第3期介護保険事業計画により算定した保険料で統一する。 2 市町村特別給付（紙おむつの支給）については、平成17年度から宇都宮市の制度に統一する。 3 その他の諸事務については、基本的に宇都宮市の制度に統一する。									
現 状 ・ 課 題 ・ 対 応										
保 険 料	1 平成15年度介護保険料額									
		宇 都 宮 市		上 三 川 町		上 河 内 町		河 内 町		備 考
		金額	人数割合	金額	人数割合	金額	人数割合	金額	人数割合	第1号被保険者の保険料は、3年を単位とした介護保険事業運営期間ごとに見直される。
	第1段階	17,400円	1.7%	16,900円	0.8%	16,700円	0.2%	17,500円	0.6%	
	第2段階	26,100円	28.8%	25,300円	21.7%	25,100円	23.1%	26,200円	23.0%	
	第3段階	34,800円	39.9%	33,800円	60.3%	33,400円	63.9%	35,000円	54.9%	
	第4段階	43,400円	14.7%	42,200円	9.1%	41,800円	6.7%	43,800円	12.7%	
	第5段階	52,100円	14.9%	50,600円	8.1%	50,200円	6.1%	52,500円	8.8%	
	合計人数	72,362人		4,418人		1,997人		5,139人		
	2 納期								備 考	
	宇 都 宮 市		上 三 川 町		上 河 内 町		河 内 町		普通徴収の納期は宇都宮市は8期、各町は6期である。	
特別徴収	年金支払月の6回		年金支払月の6回		年金支払月の6回		年金支払月の6回			
普通徴収	8期（7月以降翌年2月までの毎月）		6期（7, 8, 9, 11, 1, 2月）		6期（7, 8, 9, 10, 12, 2月）		6期（7, 8, 9, 11, 12, 2月）			
3 独自減免								備 考		
	宇 都 宮 市		上 三 川 町		上 河 内 町		河 内 町		国が示している災害等の減免はすべての市町で条例化しているが、宇都宮市は生計の維持が困難な状況で被保護者に準ずる者に対しても保険料の減免を行っている。	
	国が示している災害等の特別の他、市長が特に認めるものとして、低所得者の独自の減免措置を実施している。		なし		なし		なし			

	宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考
市町村特別給付	紙おむつ購入費の支給を実施。 ・該当者 約 1,300 名	支給なし (参考) 社会福祉協議会を通して、寝たきりの老人に対し、15,000 円/年の支給券を提供。 ・該当者 約 120 名	支給なし (参考) 社会福祉協議会を通して、介護度が要支援・要介護 1, 2, 3 は 35,000 円/年、介護度 4, 5 は 60,000 円/年の現物支給。 ・該当者 約 60 名	支給なし (参考) 社会福祉協議会を通して、要介護 4, 5 のみ 5,000 円/月の現物支給。 ・該当者 約 70 名	宇都宮市では要介護 1 以上の人が大人用紙おむつを購入した場合、5,500 円を限度としてその 9 割を支給する。その他の町では一般会計で支給がされている。
参考事項	・ 65 歳以上の人口 (H15.11 末) 71,853 人	4,449 人	1,999 人	4,969 人	
	・ 高齢化率 (人口比) 16.0%	14.4%	21.1%	14.1%	
	・ 認定者数 10,705 人	600 人	270 人	622 人	

介護保険事業の取扱い

(1) 先進事例

ア 前橋市の例（平成 16 年 12 月 5 日合併予定 編入 1 市 1 町 2 村）

介護保険料の取扱いについては、現行のままとし、平成 18 年度から同一の介護保険料とするものとする。

イ 岐阜市の例（平成 17 年 3 月合併予定 編入 2 市 4 町）

1 介護保険事業については、岐阜市が保険者となり運営を行うものとする。

2 第 1 号被保険者の保険料については、合併年度及び翌年度は現行のとおりとし、第 3 期介護保険事業計画（平成 18 ～ 22 年度）策定の中で調整を図るものとする。

3 第 1 号被保険者の納期については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から統一するものとする。ただし、統一の方法については、岐阜市の例によるものとする。

ウ 一宮市の例（平成 17 年 3 月合併予定 編入 2 市 1 町）

原則として一宮市の制度を適用するものとする。ただし、第 1 号被保険者保険料及びその普通徴収に係る納期については、平成 17 年度分から一宮市の制度に統一する。

エ 宇部市の例（平成 16 年 11 月 1 日合併予定 編入 1 市 1 町）

介護保険事業については、新市移行後も平成 17 年度末までは現行どおりとし、随時調整する。

1 第 2 次市町村介護保険事業計画については、旧市町の計画を併合して新市の計画と位置付ける。

2 第 1 号被保険者（65 歳以上）の介護保険料については、平成 17 年度末まで旧市町ごとの料金を適用する。

3 家族介護慰労事業については、合併時期を持って、宇部市の例により調整する。

オ 高知市の例（平成 17 年 1 月 1 日合併予定 編入 1 市 2 村）

1 第 1 号被保険者（65 歳以上）の保険料は、平成 16 年度は現行のとおりとし、平成 17 年度から統一するものとする。

2 第 1 号被保険者の保険料（普通徴収）に係る納期は、平成 16 年度は現行のとおりとし、平成 17 年度から高知市の 10 期制（6 月～翌年 3 月）に統一するものとする。

3 減免制度について

(1)「介護保険料の生活困窮者減免事業」及び「社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減免措置事業」は、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度から高知市の制度を引き継ぐものとする。

(2)「介護サービス利用者負担金独自減免事業」は新市において実施する方向で検討するものとする。

4 介護認定調査及び介護認定審査会は、高知市の制度に統一するものとする。

カ 鹿児島市の例（平成16年11月1日合併予定 編入 1市5町）

介護保険事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、第1号被保険者の保険料率等については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。

協定項目	消防団の取扱い			所管専門部会名	総務専門部会
調整の方向性	1 消防団については、宇都宮市消防団に統合し、各町消防団は分団とする。 2 消防団員については、宇都宮市消防団に引き継ぐものとする。 3 消防団員の報酬・費用弁償については、宇都宮市の制度に統一する。				
現 状 ・ 課 題 ・ 対 応					
	宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考
組織体制	1 団 2 3 分団	1 団 4 分団	1 団 6 分団	1 団 7 分団	
定員（名）	1,660	250	225	290	各市町の実情に合わせた適正数とする。
報酬（千円：年額）					
団長	175	240	200	240	
副団長	107	170	140	160	
分団長	79	140	100	131	
副分団長	56	125	-	89	
部長	51	105	70	77	
副部長	44	-	-	-	
班長	40	75	45	62	
団員	37	60	35	49	
費用弁償（円）					
	2,700（回）	3,000（回：3時間以上）	2,000（回）	1,500（日）	
	跡火消し500増（回）	1,500（回：3時間未満）			

消防団の取扱い

(1) 先進事例

ア 新潟市の例（平成 13 年 1 月 1 日合併 編入 1 市 1 町）

消防体制については，黒埼町消防署は新潟市西消防署黒埼出張所とし，黒埼町消防団は新潟市西消防団第 1 4 分団とする。黒埼町の消防団員数は現行の通りとする。

イ 福山市の例（平成 15 年 2 月 3 日合併 編入 1 市 1 町）

福山市の制度に統一するものとする。

内海町消防団を福山市消防団の 1 方面隊として統合し，分団については 3 分団とする。

内海町の消防団員は，福山市の消防団員として引き継ぐものとする。

ウ 岐阜市の例（平成 17 年 3 月合併予定 編入 2 市 4 町）

消防団の組織及び人員については，岐阜市に引き継ぐものとする。ただし，合併後の再編に向け調整を行うものとする。

任用，報酬，費用弁償，退職報奨金等については，岐阜市の制度に統一するものとする。

式典等の行事及び消防機械器具等については，現行のとおりとするものとする。ただし，合併後の消防団の組織の再編に合わせて調整を行うものとする。

エ 高知市の例（平成 17 年 1 月 1 日合併予定 編入 1 市 2 村）

鏡村及び土佐山村の消防団は，高知市の消防団に統一するものとする。

鏡村及び土佐山村の消防団員の報酬，費用弁償は，高知市に統一するものとする。

(2) 関係法令

消防組織法 (昭和 2 2 年法律第 2 2 6 号)

(消防団の設置等)

第 1 5 条 消防団の設置，名称及び区域は，条例で定める。

2 消防団の組織は，市町村の規則で定める。

3 消防本部を置く市町村においては，消防団は，消防長又は消防署長の所轄の下に行動するものとし，消防長又は消防署長の命令があるときは，その区域外においても行動することができる。

(消防団員)

第 1 5 条の 2 消防団に消防団員を置く。

2 消防団員の定員は，条例で定める。

(消防団員の身分取扱い，階級等)

第 1 5 条の 6 消防団に関する任用，給与，分限及び懲戒，服務その他の身分取扱いに関しては，この法律の定めるものを除くほか，常勤の消防団員については地方公務員法の定めるところにより，非常勤の消防団員については条例で定める。

2 消防団員の階級並びに訓練，礼式及び服制に関する事項は，消防庁の定める基準に従い，市町村の規則で定める。